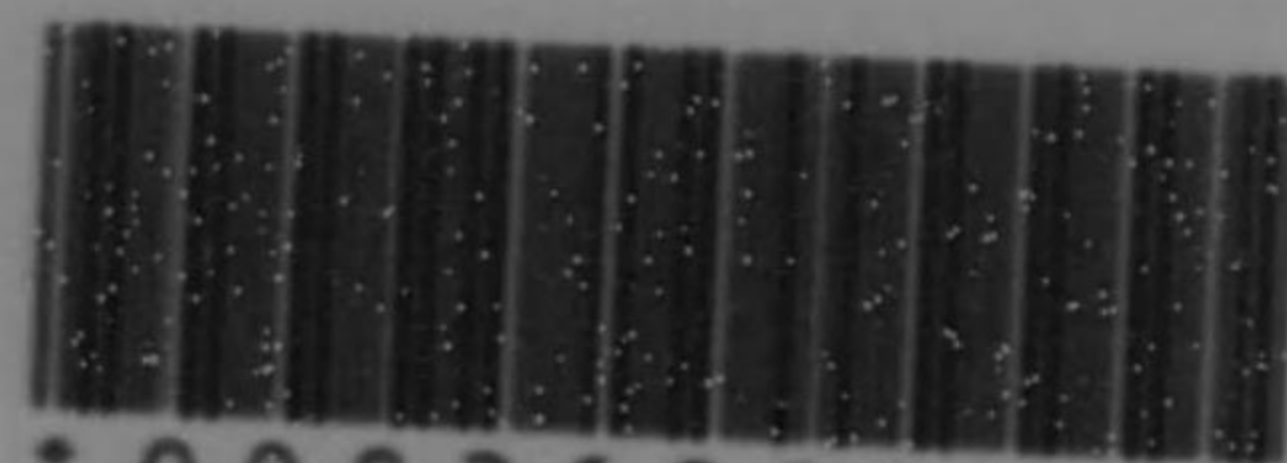


788

263

安藤正純著

發展日本の原理  
と新體制



• 0003638000 •

0003638-000

788-263

發展日本の原理と新體制

安藤正純・著

大東出版社

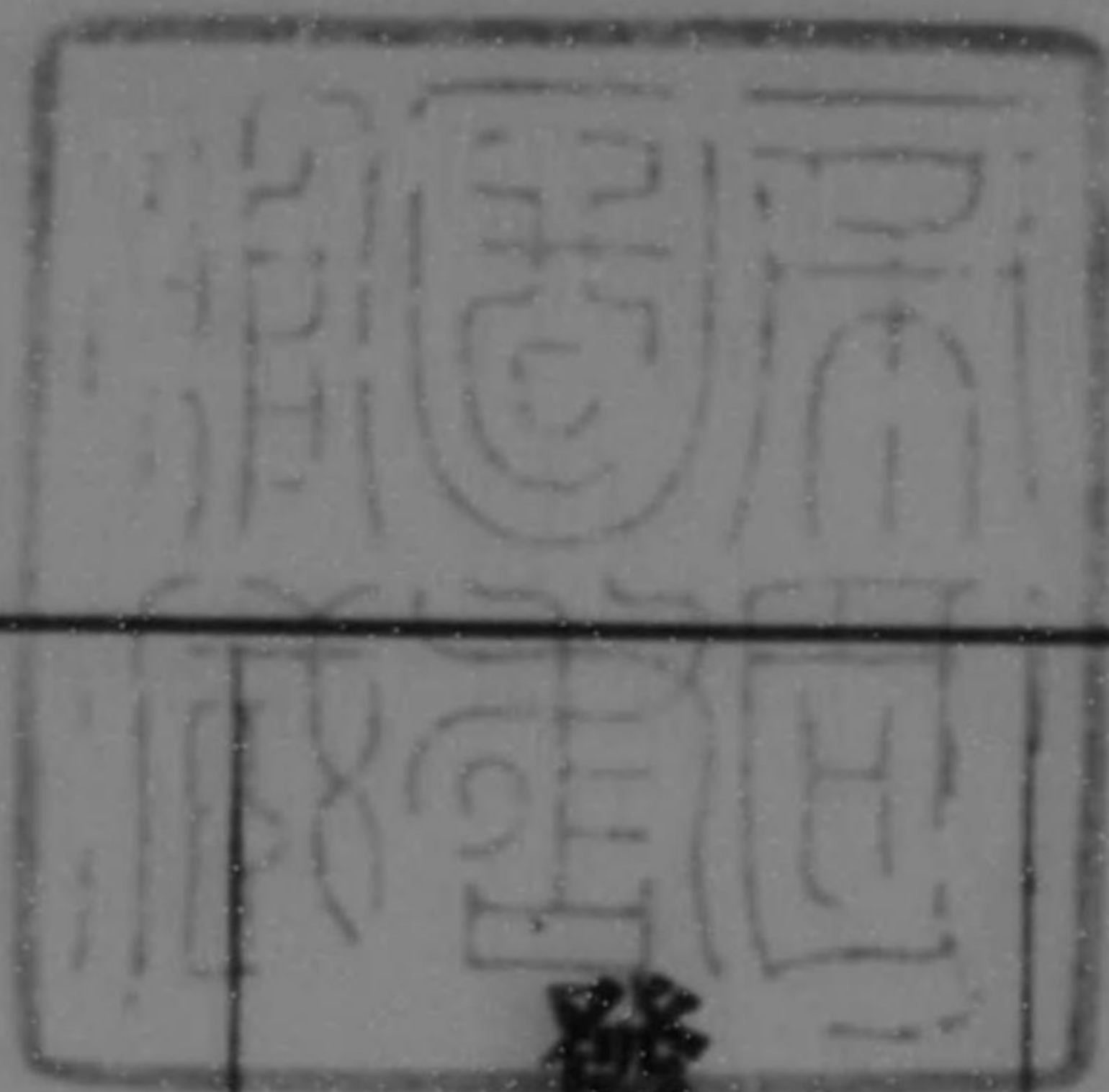
昭和15

ABA

安藤正純著

發展日本の原理と新體制

大東出版社



## はしがき

殊更に論策を立てやうとして、筆を執つたのではない。新體制の世の中となつて、如何にすることが國に盡くす道なりやを沈思して、居を閉すこと三ヶ月。滂沱たる憂國の熱淚を拾つて、この一篇となつた。

私の考へるところが、新體制なりや、舊體制なりや、私はそれを究めやうとはしない。恐らく世間がこれを審判してくれるだらう。

最近、私は新體制の主唱者であり、最高指導者である近衛公に面會して、本書のプリントを提示し、且つ意見を交換した。依て

今度は之を公刊して、世の教を受けたいのである。それは御互に、  
國家の爲に、公平に、冷靜に、其の行く道を検討したいからであ  
る。

たゞ本篇には、成るべく一々の具體的問題に涉らぬやう努めた。  
徒らに世人を惑はすを恐れたからである。たゞ思想の問題は、と  
かく世上から閑却されて、然かも其の影響は、政治にも、經濟に  
も棄て置かれぬものがある。故に本篇は、思想的觀點からの原理  
論である。萬一にも何等かの参考ともならば幸甚である。

昭和十五年十一月十日 皇國二千六百年の國典日

安藤正純

### 發展日本の原理と新體制 目次

第一章 總論	三
——平等思想克服の提唱——	
第二章 平等思想の本質と新體制の立場	三五
——憲法は大政翼賛の巨道の本論——	
第三章 歐洲に於ける權力思想と平等思想	三七
第四章 東洋思想と支那に於ける無抵抗的平等思想	四九
——舊支那官學思想の再檢討——	
第五章 日本國體と日本思想	五九
——國體に對する國民思想の觀察——	
第六章 獨逸に於ける全體主義	六六

目次

——西歐に據頭する新權力思想——	
第七章 日本國體下に於ける平等思想……………	六
——日本の全體主義に對する管見——	
第八章 新體制と全體主義……………	二二
——西洋に於ける國家新體制との比較——	
第九章 現下の三大問題と新體制……………	二七
——高度國防Ⅱ東亞指導原理Ⅱ臣道實踐——	
一、高度國防國家の再認識 二、大東亞新秩序の指導原理 三、臣道實踐の要諦	
第十章 議會制度と新體制……………	三六
——並に教育、宗教、改革の問題——	
一、議會の置替體制に就て 二、教育と宗教の改革に就て	

發展日本の原理と新體制

安藤正純

## 第一章 總論

### 平等思想克服の提唱

現在の我國は、克服しなければならぬ根本的重大問題に逢着して居る。私  
は此の問題を以て、單に「支那事變の解決」、「外交政策の轉換」、或は「南方問  
題の處理」等に限るものとは考へて居ない。此等の問題は、我等が當面する國  
家未曾有の重要案件で、慎重なる態度と周密なる検討とを経て、決定せねばな  
らぬことは論を俟たない。然しながら、更に其の根柢に、牢固強韌の問題が存  
在して、それが一切の國家現象、社會現象に最も深大なる關聯を有して居る。

又此の根柢の問題を解決せねば、現在及將來に互る國家内外の幾多重要案件も、一進一退、畢竟確定不動の指導方針を得ることは難いのである。故に我日本に於ては、如何なる荆棘の道を突破しても、此の根柢問題を克服し、解決せねばならぬと確信する。

根柢問題とは何ぞや。即ち現在全世界の人心を風靡する「平等思想」の問題である。試に現今の歐米諸國の狀態を見よ。或る國家に於ては、その舊政治體制を離れて、別個の新様式體制を求めざるを得ざるに至つた。又或る國家に於ては、其の國の本質上、政治體制の變革が困難なる爲に、國民の間に分解作用を招來し、國家は今にも土崩瓦解しやうとして居る。更に或る國家に於ては、その國家體制の變革に依て、急激に目的を達せんとして、反つてその目的から遠ざかつてゐる。此くの如き變化を現出し、又は變化せんとする努力を示して

ゐる形情は、抑々何に起因するや。是れ疑もなく、人類の間に横溢する「平等思想」なるものが、過去の段階よりも更に一段の進歩發展を爲し、それが國際間の摩擦に依て、拍車をかけた爲である。

支那事變の原因は、これを支那内外諸種の事情に求めることが出来るが、其の根柢に横たはる眞因は、矢張り支那に於ける「平等思想」の覺醒と跳躍とが其を爲して居る。勿論支那に平等思想を注入したものは、主として野望に燃え立つ米國、並にソ聯邦であつた。然かし支那自身に於ても、既に平等思想を受け容れ、且つ容易に瀾漫し得るだけの發達を有して居たのである。殊にその後には、平等思想の影響を受けて、「三民主義」の提唱があり、教育的に社會的に、旺んに宣傳鼓吹せられた。「三民主義」は緩和の主張の如くにして、實は尖鋭的な平等思想である。其の思想の普遍化は、遂に政治的に利用せられて、

外力依存の方針となり、遠交近攻の政策となり、竟に東亞の大局を認つて、支那事變の大禍亂を捲起するに至つたのである。

かくの如く「平等思想」は、現在洋の東西を問はず、その勢は澎湃として怒濤の如く、殆んど全世界の思想界を風靡してゐる。その大なる一の現はれとして、世界に於ける共和國家は、年一年と増加する有様である。然るに此の「平等思想」なるものは、これが發展を止める道がない。實に人類の營々求めて底止するところなき思想である。随つて今後の世界に於ては、平等思想はたゞ加速度的に進歩發展し、擴大瀰漫するものと覺悟せねばならぬ。而して「平等思想」は、人類に本具せる思想なるが故に、從來我國に於ても存在し、然かも我國民性の利導を受けて、適切肯綮の發達を遂げつゝあるのである。

然らば何故私が、人類共通、世界横溢の「平等思想」問題を提げて、之が克

服を絶叫するのであるか。抑々我國に於ける平等思想は、それが内容的であり、精神的である發達を遂げて居るに反し、西洋の共和國、並びに現今の支那等、凡そ民主主義國家に於ける平等思想は、常にその形式に對する關心が強大にして、その爲に、反て國家精神に於て、開却或は歪曲せらるゝことが多いのである。隨て假りに言を借りて、日本の平等思想を、「精神的平等思想」と言ふならば、西洋諸國の平等思想は、之を「形式的平等思想」と名づけ得ると思ふ。かくの如く同じ平等思想でありながら、我國と各國との間に、截然たる差別があるのは何故なるか。即ち我國の平等思想が、我國體の尊嚴を反映し、我國民性の適用を享けて育まれ、民主主義國家の平等思想が、此の獨特の長所なきところに、自由奔放の發展を爲したるに依るものである。故に我國に於ける平等思想と、民主主義國家の平等思想とは、全く別種別様のものたることを銘記すべ



きである。抑げば亞細亞の興廢は、我日本民族の雙肩に懸り、伏せば大八洲帝國の消長は、我國民の總力に恃む。此の前古未曾有の國難に直面し、「民主主義的平等思想」の瀾漫に對しては、私は何よりも重大關心を抱かざるを得ないのである。

最近歐米に於ける、これら「形式的平等思想」、或は「民主主義的平等思想」の所有者の間に於て、同一共通思想の聯絡交渉を企て、又それを通じて、同じ體制を有する國家が相倚つて、國家の聯合、乃至は國家の融解合一を試みんとして居るやうである。斯くして遂には出来る限りの程度に於て、國家の世界的なる大同團結に進まんとする構想が存在してゐるやうである。斯くの如きは、たゞ單なる夢想に過ぎずとして、放任すべき問題であらうか。今日の如き時代に於ては、その實現が必ずしも空想でなく、又必ずしも左程遠き將來でない

かも知れぬ。實に今回の歐洲戰爭の結果が、既に何分か、又何等かの程度に於て、此の構想を實現せしむるのではないかとさへ考へられる。若し此の夢想と考へられたものが實現する時代が到來した場合には、實に我日本は、光榮ある世界的孤立を守ることとなるであらう。而して萬一にも斯くの如き時代到來せば、我日本が、その光榮ある孤立を守る年月は、恐らくは、何十年、何百年續くものと覺悟せねばならぬのである。國民はかゝる時代の到着を假想して、これに對する準備を怠ることは出来ないと思ふ。經し夫れは夢想に過ぎぬとしても、此の如き覺悟の下に用意を整へるのが、日本國民の取るべき態度であらう。其の爲には、外には一日も早く新秩序を開拓して、東亞安定圈を確立し、内には一君の下に萬民協力して、國防國家の完成を實現せねばならぬ。而して一億國民は一心一體となりて、其の滿幅の赤心を披瀝し、其の渾身の實力を傾倒し、

遺憾なく國家の總力を發揮することが、喫緊の急務である。

以上は西洋的平等思想の、我帝國の内外より迫る戰慄すべき脅威である。今に於て何人も國防の脅威を感じ、經濟の重壓を説き、外交の鬱積を慨かざるものはない。只世上往々にして思想の鬼變を等閑視し、その國家民人に及ぼす害毒の、驚異すべきを痛感しない。思はざるの甚だしきものである。

然るに現在の重大國情下に於て、國民の忠誠が、時として其の發現に當り、迷路に彷徨するかの憂患がある。若し毫末たりとも、此くの如き經緯ありとせば、これは速かに根本的に拂拭せねばならぬこと勿論である。果して如何なる邊に此の憂患があり、又如何にして之を拂拭し得るであらうか。是れ私が茲に我日本現下の重大問題として、「平等思想」の克服を提唱する所以である。

凡そ何れの國民の間に於ても、その思想、その踏みゆく道、に於て疑團の存

在すること程、その勇奮前進を缺かしむるものはない。國民自らは忠誠の念に燃えて、挺身奮闘せんとするに拘らず、その進出の前程に於て、疑雲密集するが如きは、最も國民の勇奮を沮喪せしむるものである。斯くの如くにして國民選擧して一進一退の徑路を辿り、舉國一致が術語に終りて、體驗を實現するに至らざることありとせば、是れ何れの國に於ても、國家活力の源泉を枯渴せしむるもので、天下の重大事之より大なるものはない。

今や我等の日本は、單身全世界の前に立つて居る。國民緊密の結束は、政治、經濟、外交、國防、一切の前提條件である。而して其の純正にして緊密なる結束は、何れの力に依て招來するか。他なし。日本の國體思想は、唯一無二なることを體得するに在る。然らば、我日本に於て、何故に「個」の觀念を非とするか。何故に「自由主義」を排するか。又何故に「平等思想」を擯はんとする

か。明々地、露堂々、其の指導原理を闡明し、これを國民の科學的理解と、國家的良心とに突きつけることが、唯一の道であると確信する。若し然らずして、徒らに外形的方法のみを權威とし、重壓抑制を以て効果舉れりとするにありとせば、所謂耳を掩うて鈴を盜むの類である。此の如くせんか、忠義骨を鏝むの士も、言はんとして言はず、進策せんとして進策せず、然かも心絃自から鳴りて、電波共鳴するを、如何にして察がんとするや。斯くの如きは、斷じて國力伸暢、國家發展の道ではない。思想國家を積ふるもの、憂心措かざるところである。顧くは國民、相互に疑ひ、相互に惑ひ、相互に挟むの狀が、一日も早く撤退し、萬民平等、親しく重大時局に參與し、歡喜して積極國策に貢獻し、一君萬民の盛國精神が、津々浦々にまで發揮せんことを翹望する。這回の新體制は、必ず此の切實なる國民の聲に聽かねばなるまい。

要するに「平等思想」の問題は、我日本の最大憂患である。故に指導階級に立つ者は、速に平等思想を解剖して、國民の面前に展開し、以て平等思想に對する日本國家の立場を明白にし、一億國民をして、快々地に疑團を一抛し、勇往邁進、自己の全生命を君國の中に托し、「君國」の爲め即ち「個」の爲めに、理智と勇氣と實力とを、全心身に漲らせしむべきである。勿論、時勢の動きの急なるに際し、國民に對する控制統轄の力も、亦強くなければならぬ。之と共に政府並に新體制指導者は、國民をして肅脱の狀に追ひ入れしめぬやう、慎重なる自衛と自戒とを怠つてはならぬと感ずる。

## 第二章 平等思想の本質と新體制の立場

### 憲法は大政翼賛の臣道の本諦

「平等思想」は現在全世界に瀰漫してゐる。その直接に目的とするところは、政治、經濟、法律、等に於て、一切の欲求、衝動が、萬人に對して、同等に満足せられることを要求する思想である。これが即ち佛蘭西革命を起したところの考であり、又今日に於けるデモクラシー（民權主義、民主主義）の思想でもある。此の如き思想なるが故に、勿論わが國體とは相容れない思想である。吾等國民は此の思想に對して、十分なる警戒心を有たなければならぬ。

元來「平等思想」は、西洋には古くより、その胚種と見るべき思想が存在したが、それが著しく發展したるは、十六七世紀以來のことである。東洋に於ては「平等」の思想は、古くより宗教の中に吸収せられ居りたるが爲め、却て世俗社會に於ては、「平等思想」はその活躍を見なかつた。然るに近代に至りて、西洋文化の影響を受くるに及び、漸く平等の思想が行はれるに至つたのである。勿論わが國に於ても、明治初年以來、この思想の影響は、かなり著しく現はれたが、わが國民性の適用を受けて、「平等思想」はその本質上に變化を現はすを常とした。即ち平等思想が我國に入り、わが國民性に依る検討を受くるや、何づれも直ちに其の性質、容貌共に、大なる變化を生じ、その人生に對する作用の點だけが重用せられ、その主張する社會上の形式に對する要求は捨てられ、顧みられなかつた。斯くして「平等思想」は、却て我が偉大なる國體を支持す

る、重要な役目を勤めるものとなつて居るのである。

然るに支那に於ては、此の「平等思想」は、西洋に於けると何等の變化なき、西洋そのまゝの平等思想の姿形を現はすに至つた。支那は古來より、東洋風の平等的思想が、その人生觀に於て相當強く存在して居つた國である。隨て新らしき勢を以て、西洋より到來した平等思想は、燎原の火の如く、忽ち擴大蔓延するに至つたのである。彼の孫文の革命運動の真意は、初めには決して、西洋風の平等思想に依つたものではなく、東洋風の平等的思想に依つた國家改造運動であつたのである。然るに此の機に乗じた西洋諸國の支那分割、若しくは自國の勢力を支那に於て確立せんとする野望は、その爲の手段として、西洋風の平等思想を擴布した。而して孫文も遂に三民主義を唱へて、歐化思想を傳播した。かくして其の影響を著しく感受した現在の支那には、西洋風の平等思想

が、根深く植ゑつけられて居る。實にこれが今回の支那事變に於ける、支那の長期抗日と、支那軍の執拗となつて表はれて居るのである。

元來「三民主義」は、西洋風の平等思想の經典とも稱すべきものにして、その基くところは、國際平等、政治平等、經濟平等、の三平等主義に立つて居る。然かも此の平等主義を全世界に布かんと稱し、所謂大同世界といふ平等の世界を、現世界各國の上に確立せんといふのが、その目標、その理想である。而して此れが爲には、志を同じくし、道を同じくする國が、互に手を取り合せて、其の目的の實現に進まんとするのが、三民主義の宗旨である。凡そ此の如く明瞭に、此の如く公々然と、此の如く組織的に、平等思想の目的と運動とを、實際的方法の上に説示せる文書は、實に東洋に於ては之を嚆矢とする。

「平等思想」は、今日に於ては普く擴大強化せられて、世界的勢力を有して居

る。而して平等思想は、特に近世に至て始めて發生したといふが如きものにてはなく、元來人類本具の思想で、實は人類全般の心の中に、常に存在するものである。隨て人類の存在する限り、如何なる時代にも、根本的には絶滅すべからざる思想にして、人類と共に形影相伴ふものである。今少しく之を説明せん。凡そ此の世界は不完全なる世界である、此處には平等はない。然かし、神の國、佛の國は完全なる世界であるから、そこには平等がある。「神」「佛」の國に至れば、そこに始めて一切平等があるといふ觀念、即ち實在性に於て「平等」を認めるといふことは、人類全般に通じた本具的思想である。これは教はつて生ずる思想ではなく、生來具へてある思想なのである。故に人は生れながらにして平等を求めて居るものであり、人類究極の思想境は平等境であるといふことが言はれ得るのである。然しながら、それが此の世界に於ては、求めて求

め得られないといふところより、そこに諸種の宗教が出で、その要求に應じて平等の世界を興へてゐるのである。更に又宗教的理想を離れても、實に人は、道德の前に於ては、何人も平等なのである。既に道德の前に於て、即ち本務に於て、人が平等であらねばならぬのならば、又その本務を果す道に於ても、平等であるべきであるといふ考が、こゝに社會的平等を求めたる基となつて居る。かくして取り持つことに於ても、亦平等を求め來つたのである。

借て此の解決に就て、二つの思想が根本的に分岐した。一は東洋風の平等思想であり、他は西洋風の平等思想である。「東洋風の平等思想」に従へば、自然界に於ける平等は勿論、又社會生活上に於ける平等といふことも、實現し得べき性質のものではない。それが即ち理想境ならざる人間界の生活の、人間界の生活たる所以である。随つて此の人間界の條件の下に、平等を求むるならば、

人間的の「完全」、「平等」とは——即ち社會的の完全、平等とは——此の人間界の條件下に於ける平等でなくてはならない。それは平等即差別、差別即平等、の事相の中に、平等が實在するのである。言を換へれば、人類世界の社會的平等とは、差別あり、等差あり、不平等あり、と見られる社會萬象の世相の中に、儼然として平等が存在するのである。此れが人類といふ條件の下に於ける平等である。此くの如き思想が、東洋風の平等思想なのである。之に對して「西洋風の平等思想」は、之を現實に求めんとして、形式の上に萬人の同等満足を要求する。殊に合理性を強く主張する歐洲の近世文明に於ては、現在の社會的生活の状態に於て、不合理を感ずるもの、比々皆然りである。茲に於て現實的に平等を憧憬する思想は、澎湃として瀾漫する一方のみである。

「平等思想」が、人類の歴史と共に存在する思想ならば、何故我國に於て、そ

れが最近の問題となり來つたのか。勿論西洋思想の蔓延が、其の原因ではあるが、最も重大なる理由は、其の「平等思想」が、西洋文明の根源を爲すものたるところに於てである。即ち現代文明は、此の思想の上に築かれて居る事情がある故、現代文明の進歩と共に、此の思想は進展する當然性を有して居る。隨て平等思想を排斥することは、現代文明を排斥することであり、現代文明を進めることは、平等思想を進めることである。即ち現在の世界に於ては、平等思想即ち文明、文明即ち平等思想となつて居る。「平等思想」に就て問題の孕む所は、實に此の點にありと思ふ。

何が故に「平等思想即ち文明」、「文明即ち平等思想」と言ふか。「平等思想」は、主として「取り、持つ」ことの平等を求める思想である。此處に平等思想は、人類の意欲と關係を有することとなるのである。「持つ」ことの平等が實現

せらるる望みがあればこそ、人類はその力を竭して努力するのであるが、若しこの「持つ」ことに於て、決して平等が得られぬことと定つてゐたならば、人類の意欲はその發動を禁止せられたに相違ない。果して然らばそこに意欲の活動は、停止もしくは澁滞を來たす道理である。此の如くして平等思想は人類活動の源泉を爲すものとなつて居る。隨つて「平等思想」が存在しなかつたならば、人類の活動は滞り、文化は進歩せざる現象を生ずるのである。又隨つて文明を發達せしむる爲には、努力に依つて意欲の満足が求められ得るやうに、人生を造つておかねばならぬ譯である。言ひ換へれば、人生に平等思想を旺盛ならしめておかねばならぬのである。故に「平等思想」が旺盛であればあるだけ、そこに文明——勿論現代文明、西洋文明、即ち物質文明の意味である——が發達するといふ道理である。



「平等思想」は、既に意慾に不可分の關係を有す。而して人類の意慾に際限なき以上、「平等」の希求にも又際限がない。即ち求めて止まざる思想である。假りに一個の平等が求め得らるれば、直に次の平等を求め来る。意慾の或る方向が満足せらるれば、又次の方向の満足を求め来る。流轉輪廻、永劫に底止するところを知らず。かくして人類は、究極に於て、其の究極の理想に達するまで、恐らく際限なく「平等」を造うて進むものである。是れ實に「平等思想」の本體である。而して恐らく其の最後には、絶対平等の實體界まで突進せねば止まぬ種類のものなのであらう。但だ若しかゝる時が到来することありとせば、勿論其の時には、既に人類は絶滅して居る筈である。此の如く冷靜に諦觀し來るとき、「平等思想」といふものは、人類に取つて根柢深き本能的な畏るべき誘惑であるとも考へられる。それは文明を造り、文明を進め、理想境を創造

し、理想境を追求しつつ、遂に人類を絶滅に導く思想のやうでもある。

新體制は、此の「平等思想」に對して、如何なる態度を取らんとするのであるか。之は最も重大にして、最も先決的問題である。私の考ふる所に於ては、新體制の目的は、日本の發展にあること言ふまでもない。而して日本の發展は、日本をして世界から離れて別居せしめ、孤立的に獨在せしめることから、斷じて生じない。之と反對に、日本が世界と共に存在し、世界を日本に結びつけ、日本を世界に進め、世界の中に偉大なる日本の地位を確立すると同時に、日本の中に世界を包含せんとする所にあると思ふ。即ち日本をして、日本の中に、あらゆる世界を包含せしめねば、其の偉大なる目的は、成就せぬのであることを信するものである。

然るに今日の世界に於ける文明文化は、凡て「平等思想」の上に立つもので

ある。而して日本の發展は、日本をして世界に孤立せしめようと言ふのではなく、世界を包含せんとするに在る。果して然らば、また「物質文明」——「平等思想」も、日本發展の重要な要素として、包含せられなければならない。問題は其の包含の取扱である。若し此の際指導方針を誤らば、或は日本の逆轉ともなり、或は國家の動搖ともなる。實に今日は、我國の消長に關する最も大切な時代である。私はこゝに一言卑見を披瀝したい。

第一、物質文明——平等思想——の導入と我國家體制との關係　抑々我國をして、世界列強に遜色なき、平和保障の國防國家を建設し、東亞共榮圈の盟主たり中核たらしむるには、科學を基礎とする物質文明の、長足なる發達を促進せねばならぬことは勿論である。之と共に人文科學の研鑽討究にも、亦一段の努力を要する。其處には日進西洋文化の輸入も要素であり、東西文化の比

較研究もまた怠れない。若し自然科学が、西洋風の「平等思想」の上に立ち、人文科學が、西洋風の自由主義、民主主義を背景とするとの理由を以て、一概に玉石を分たずして之を排斥せんか、日本は日ならずして世界の文化に取り殘さるゝであらう。たとひ物質文明が「平等思想」の背景を有するとも、入るべきは必ず入れ、取るべきは必ず取らねばならない。たゞ此際、最も慎重にして深甚なる考慮を拂ふべきことは、我が獨特の國體である。凡そあらゆる智識も、文化も、我國に於ては、國體精華の發揚の外にはない。政治、經濟、産業、教育、日本の社會に於ける一切の現象は、國體を反映する社會活動である。日本の指導階級が、眞實に國體に合一體験して、全國民をして之に徹底せしむることが、何よりも優先的問題である。果して此の道に遺憾なきに於ては、日本はあらゆる世界文明を吸取して、其の養分を採り、其の中に在る「平等思想」は、

之を殘滓として吐き出すことは、蓋し容易の業である。但だこゝに大なる注意を喚起したきは、近來西洋文明、乃至自由主義などが、國內の問題となり、世上指彈の的となれるは、第一に、日本の指導階級が、國民をして、我が國體の尊嚴に真心徹到せしむるの、熱意と實力とを缺きたること、第二に、國民が「平等思想」の本體を究めず、其の我日本の國體に正反對の立場にある思想たるを自覺せざりしこと、に依るのである。顧ふに今日迄の國民生活は、人格的基礎を失つて、唯目前の名利を追ふを以て、生活の全部とするが如くであつた。亦國民生活を指導する政治も、大衆的見地を缺て、現前問題の處理を以て、政治の全部とするが如くに見えた。かくて近來の日本の社會は、其日暮しの凡調卑俗に低落し、國家永遠の生命を探究するが如き餘裕を有たぬ社會であつた。實は國家の將來に憂ふべき危険を藏して居たのである。故に一般國民、殊に新體

制の指導者階級は、此の際、此の點に於て嚴肅なる反省を加ふべきである。

第二、物質文明の發達と其の取扱との關係　　今や日本の更始一新の發展に

當て、重大任務を負はせんがために、導入せんとしつゝある「物質文明」――

「平等思想」は、前項の如き慎重の態度を必要とするも、其の慎重さの爲に、

その有する長所を萎縮させてはならない。蓋しかくの如き状態が発生せんか、是れ角を矯めて牛を殺すの類であり、蛇蜂取らずの結果を招来せんことを憂ふるのである。殊に此の點に於て、明瞭にして置かねばならぬことは、我國に於ける「平等思想」は、それが今後新らたに到來するものであつても、一度我國に入り來りたる上、指導宜しきを得るに於ては、わが國民性の適用を受けて、その西洋に於けるものとは、截然其の性質を變易するのである。苟くも此の觀察を明確にし、此の現實に着眼して事を進むるに於ては、我國の前途洋々た

らん。若し然らずして玉石を分たず、濫りに思想的彈壓を強行せんか、日本の文化は、之より遲疑停滯の結果を見んかと思ふ。但し私は理解ある強力政治を非とするものではない。只其の精透なる觀察を誤まらぬことを言ふのである。然かのみならず、若し此の事實の觀察を明確にせず、又その觀察の結果に深く着眼することなく、漫然慎重を期し、或は無理解なる強壓を行ふに於ては、其の結果、或は國民の間に相疑ひ、相挟み、相互に白眼視するの陋態を呈するに至らんかを、明かに憂ふるものである。

新體制は、今後國策の多方面に手を伸すことであらうが、あらゆる問題は、其の基調に於て、「平等思想」に關涉して居る。而して平等思想は人類本具の思想にして、又近代文明の根源を爲すものなること、前説の如くである。故に新體制が、經濟、産業、教育、諸方面に對する方策、施設、並びに態度に於て、

單なる制約本位の思想を以て之に臨み、前來發達の段階と特長とを、十把一束に中斷し、その結果、誤て文化の交流を阻止することなきやう、こゝに嚴肅なる自戒と用意とが行はねばならない。たゞ其の包括する思想の取扱に就ては、最も深き研究を必要とする。

然しながら又、「西洋的平等思想」の我國體と相容るべからざること、然かも一面、我國民性の陶冶を受けて變身しつゝあることは、これ又前述の如くである。たゞ其の國民性の向上發揚は、一般國民の自治に委譲しておけば善いのではない。それには夫々の指導が必要である。故に新體制に於ては、常に其の用意がなければならぬ。即ち新體制の歩む道は、左右兩端に走らず、「皇國本然の中道」を恪守して、我國獨歩の發達を完成するの道を行かねばならぬ。此の指導原理に基て、平等思想を取扱ひ、又政治、經濟、凡ての對策指針を樹

て、以て一般國民を、今日の不安、焦躁、絶望より濟ひ、その精神生活と經濟生活とに安定を與へ、國民の個人生活と國家生活とを、びつたり歸一せしめることが目標であらねばならない。

新體制に就て、世上或は西洋思想の直譯なりと私語するものがある。それには種々の觀點があるやうだが、中には新體制は、「平等思想」の極端を行くものだとの見方もある如くである。然れど指導者たる近衛公は、新體制は憲法を尊重し、大政黨の臣道實踐が、其の實體なりとの聲明を幾回か重ねて居る。だから左様な偶語が招く幾多の疑團は、解消される譯である。而して又近衛公は、新體制は一國一黨を排し、幕府的存在を否定すると言つて居り、且つ又結社法に依る政黨ではない。故に新體制は中間的權力の存在ではなく、其の大政黨とは、議會に依て代表せられる國民の、天皇親政黨の意義であらねばな

らない。而して大政黨運動は、國民の國體發揚總動員である譯である。故に大政黨會が政府と協調して行ふ政策方針は、これは國民が議會を通じて慎重に検討審議し、是非當否の論議を悉くして、協賛すべきが所謂翼贊の本義で、又立憲制度の聖代に於ける議會の使命である。若し議會を以て、政府提出の豫算、法案の盲従の機關とするが如き論あらば、是れ憲法に違背し、昭代の明政に汚點を印するものである。若し苟且にも此の如きことが實現することあらんか、明治鴻業の基礎たる「五條御誓文」の明文並に御精神に逆行し、「憲法」發布の御詔勅にも背反する不臣の行動となるのである。近衛公は其の聲明に於て、「承認必護」の聖德太子十七憲法第三條を援用して、臣道の大義を強調して居る。洵に然りとす。若し、萬一にも新體制に於て、議會の盲従を強ひ、專恣獨裁の嫌ひあらんか、必ず謹むべき詔に對し奉りて、何んの申譯があら

う。是れ臣道の實踐を説いて、臣道蹂躪の範を示すことになる。近衛公を圍む新體制の人々は、此の大義に於て、深く省察すべきである。

若し夫れ議會内部の肅正に就ては、行政各部の肅正と共に、斷行すべきものが多々ある。これは議會の改善で、自から他に方法がある。例へば議院法の改正の如き、選舉法の改正の如きである。此くの如きは、議會の向上發達の爲めに行はるべきものであるが、唯候補者選定方法の如き、其の道を誤らば、國民公選の趣旨に背反し、進んでは憲法抵觸の問題を生ずるであらう。

要するに「憲法」は、大政翼賛の臣道の要諦である。憲法を尊重し、憲法に基て、日本國家の向上發展を企圖するのが、萬代不易の臣道である。近ごろ憲法を輕視し、之を高閣に束ねて私議を謀るの徒、往々にして輩出するを見る。蓋し彼等自からは、之を以て國家に盡くすの道とするも、詔を承けて必ず謹ま

ざるものは、不臣の道である。

### 第三章 歐洲に於ける權力思想と平等思想

西洋文明に於ける「平等思想」の發展は、文藝復興期に起つた啓蒙思想に、其の基を發して居る。啓蒙思想は、中世の基督教が、非合理的な「教權」思想を抱いて、これを以て歐洲諸國民の上に臨んで居たのに對して起つたものである。即ちその「教權」の壓服に依りて、長年月の間、歐洲には非合理的な生活が行はれ、無智蒙昧の状態が一般の間に存在した。かゝる壓服に堪へずして、其の桎梏より脱し、社會上、政治上の習慣制度を解放して、合理的の社會を建

設しやうと考へたのが、この運動であつた。勿論この運動は、人文主義、文藝の復興、科學の發達等に授けられて起つて來て居るので、個性の解放、合理性の尊重、といふような考を中心にして居る。

元來基督教は、その教の中に「權力思想」といふものを含んでゐる。即ち其の教の根本には、「掟を與へるもの」と、「掟を與へられるもの」とがあり、掟を與へるものは、一般人とは別の世界に獨立して、掟を定める權力を有つて居る。之に反して一般人は、その掟に、何等の疑義をも挟むことなしに、服従する義務があるといふ形を備へて居る。勿論基督教の本質を調べれば、決してそんなものではないが、其の宗教としての、根本に於ける表はされ方は、以上の如き形に依て居る。これは基督教の發生した猶太の國に、元來存在して居た猶太教などの影響に依ることと思ふ。猶太教では、この「權威」と「服従」と

が、明白に二元的に現はれてゐる。基督教が、かういふ權力思想にその表現方法を取つたといふことは、悉く基督教が「權威」と「強力」とを崇拜した社會、即ち父權族の中に發生した宗教から脱化したものであるが故に、その脱化當時の面影を存して居るものであらうと思はれる。

基督教に表はれてゐる此の「強權」思想は、西洋民族の來源及び傾向を明瞭に説明するもので、西洋民族は、原始に於て、父權形式の家族を爲してゐたものであり、その傾向が權力崇拜に傾いてゐた事實を指し示して居る。若し然らずば基督教は、彼等之間に決して受け容れられなかつた筈である。此くの如く西洋には、最初より「權威強力」を、人生の根本とする思想が、民族的に存在してゐたものと考へなければならぬ。而してそれが「正義」と認められて居たればこそ、西洋には奴隸制度が存在し得たのである。實に奴隸制度の如きもの



は、東洋思想の中には存在せられ得ないものである。何となれば、そこには西洋とは、「正義」の觀念が異つて居たからである。

以上の如く基督教は、その取つて居た形に於ては、その發生した土地の古代宗教の面影を有つてゐたが、其の教義に於ては、これとは全く反對な思想を宣傳したものであつた。即ち「愛」の思想を説いた。「愛」の思想は、從來それ等の民族間に於て多く注意されず、認められず、價值ありとせられなかつた思想である。それであるから基督教的思想の發生は、これまでは、人生に於ける其の價值が注意せられざりし、「愛」だの、「謙遜」だの、「克己」だの、といふ徳性が、從來は第一の價值でありし、「勇猛」だの、「強力」だの、「權勢」だのといふ徳性の位置を奪ふといふ現象を惹起したのである。實にこれは、「ニイチエ」の所謂「一切價値の改價」であつて、古代の西洋に於ける思想上の一大變

動であつたと思はれる。此の如く基督教は、その對象たる人心の缺陷、即ち「權力」を専らとして、「愛」を缺いた精神的傾向の、一大缺陷を補正しようとして動いたのであり、又それに對して、大なる効果も挙げ得たのである。

然るに歐洲の中世になると、「神の強權」が「教會」に移行して、こゝに新しく「教會の權力」といふものが生じ、且つその勢力は極めて強大となつた。是れ權力を訂正して、愛の福音を傳へんとした基督教自身が、漸次世俗界の思想に感化せられ、引き摺られたのである。爾來中世に於ては、歐羅巴の國家は、有れども無きに等しく、「教會」だけが、全歐洲を支配したと言つても善い状態となつた。愛の福音を傳へるを生命とする教會に於てすら、西洋の國土並に人情の環境に於ては、此くの如き驚異すべき變化を來したのである。一般社會が愛の宣傳あるにも拘らず、權力思想が常に絶對的優勢を有したのは當然であ

る。故に歐羅巴の中世、及び其の以後に於ても、封建的王公や、富裕なる市民や、地位高き僧侶や、これ等の間に有する權力は極めて強いものであつた。勿論これらの階級が、權力を有つことは、必ずしも西洋の時代に限られたことではないが、西洋民族の間に存在する「專權思想」は、奴隸制度に於て立證される如く、強く且つ激しき性質を有し、其の根柢には、「權力」といふものに、「正義」を認めて居る思想である。然かも此の思想は、西洋民族の祖先以來の傳統であり、我等東洋人には理解せられない「專權」であり、「徹底權勢主義」である。個人の自由だの、個性の解放だのは、此の時代にはない。此の類の環境に於ては、終始全力を竭くして、反抗敵對するに非ざれば、人類は人類でなく、牛馬に等しきものに墮し、たゞ一部の支配階級の權力者のみが、富み榮える種類の思想である。若し基督教が西洋民族に依て發達し、運用せられなかつた

ら、彼は教權を造り、或は威權の虜とならなかつたと思ふ。尤もこれは、中世に於ける教會のみではなく、歐洲の社會に於て、常に一般的に見られるところであつた。

今日の歐羅巴の情勢に於ても、またこの思想と状態とが存在して居る。「自由」「平等」「友愛」の旗幟の下に起つた民主主義は、其の最初の目的を忘れて、いつの間にか十九世紀的特權を押し立て、「專權的」のものとなつた。又同じやうな徑路を、短期間に辿つたものに、佛蘭西革命失敗の歴史がある。而して又今日、ソ聯邦の共産革命の辿つて居る道は、その典型的な姿を露現して居る。此等の現象の根柢には、權力に對する憧憬、主張、集中、の思想が横たはり、漸次其の傾向を濃厚にして、遂に「權力の徹底」を期するのである。故に何れの者が權力主體となつても、又如何なる思想が權力主體となつても同じ事で、權

力の徹底を期するに急なるの餘り、其の思想の内容、並に主張と矛盾撞着する行爲は、毫も問題とされないものである。例へば共産主義實現の爲には、階級打破が必要であつたとしても、何故勞農專制でなければならぬのか。彼等西洋人の思想傾向は、常にかういふ風に動くのである。これ西洋民族の必然性である。蓋し若し此くの如き動向を取らぬに於ては、それは又必然的に、對手の思想に、專制を許すことを意味するからである。

「平等思想」は歐洲に於ける、かゝる「權力思想」に對抗して發生したものである。隨て權力思想の強大なる歐洲に於て、又この平等思想の旺盛を見たことは、極めて必然の理由のあることである。之に反して元來權力思想の強烈ならざる東洋に於て、平等思想が目立つた發展を示さなかつたことも、自然の結果である。然るに「平等思想」が漸次勢を得て、勃興するに及び、歐洲に於ては、

又この思想も、嘗ての基督教と同様に、民族性の作用を受けて「權力的」の傾向を生じて來た。「個性解放」といふやうな、「人格的平等」の要求に必須なる條件だけを以てしては、満足することが出来なくなり、進んで外部的生活に於ける平等を要求するに至つた。其上平等思想そのものが、「權威者」の立場に立たんとするに至つた。私の窺かに考ふる所では、民主主義、共産主義は素より言ふまでもなく、又西洋の全體主義に於ても、かういふ立場に立つものであらうと思ふ。

然るに東洋思想に於ては、古來より此くの如き、何れかの極端に走ることを警戒して居る。印度の「中道」の思想、支那の「中庸」の思想、わが日本の「八紘一宇」の思想、何れも其の高遠の理想を示すと共に、其の實踐の道を宣説して居る。それが幾千年の東洋民族の傳統となり、思想となり、習俗となつた。

故に東洋に於ては、權力思想も平等思想も、兩つながら極端に流れずに發展した。即ち「權力思想」と「平等思想」とを兼ねて、之を調和融合し、その「中」を行つたものである。「中庸」の、「中ナルモノハ天下ノ大本ナリ、和ナルモノハ天下ノ達道ナリ、中和ヲ致シテ天地位シ、萬物育ス」と言ふのは、蓋し至言である。殊にわが日本に於ては、本來固有の「惟神大道」を中核思想とし、之を助長發達して、日本精神を涵養し、日本文化を築き上げし、儒教の「智仁勇」の思想、佛教の「攝受折伏」の思想が、深く國民の間に入りて、日本の民族性を陶冶し、崇嚴偉大の精神を完成したのである。聖徳太子の「十七條憲法」の第一條に掲げられし、「和ヲ以テ貴シト爲シ、忤フコトナキヲ宗トナス。人皆黨有リ、亦遠レル者少シ。是ヲ以テ、或ハ君父ニ順ハズシテ、乍チ隣里ニ違フ。然レドモ上和シ下睦ビテ、事ヲ論ラフニ諧ヘバ、則チ事理自ラ通ズ。何事カ成

ラザラン」は實に日本に於ける政治の要道を宣示したものである。

たゞ「全體主義」は、これを別方面から觀察する時、他の存在の立場、並に理由ありと思ふ。依てこれは後章に考察することゝしたい。

## 第四章 東洋思想と支那に於ける無抵抗 的平等思想

### 舊支那官學思想の再検討

東洋に於ては、古來の思想は全く相違してゐた。こゝでは、天地が萬物を育成する所の、その自然の法則が、人生の百般に對する範とせられた。隨つてこれが又人類の生活に於ても、法則として遵守せられたのである。而して、人の生も死も一に之れを遵守するか、否か、に依るものとせられたのである。此の思想は、人類の生活が、結局は自然界の方則に支配せられねばならぬといふこと

を、人類に教ゆるところの、農耕民族の生活形式から来由した思想である。而して農耕民族は、又常に母權族であるのが常態であるから、こゝに「敬天」の思想と、「愛育」の思想とが合體せられ、「天」は峻厳にして畏敬すべき權威者であり、「地」は愛育抱擁の大慈愛者であり、「人」はその中に立つて、能くその道を格守する時は榮え、その道に背く時は亡ぶものとせられたのである。而して常に「天」と「地」とは、一視同仁、無差別の「愛」と「光」とに依つて、蒼生を養ひ、各々その所を得せしめ、その生を樂しむを得しむるものと、考へられて来たのである。然しながら又、時あつて、「天」の嚇怒に觸れ、「地」の憤激を買ひ、萬民をして懼伏せしめる場合もあつた。かゝる突發事が、「天譴」「地責」として、萬民に畏敬の情を以て迎へられ、人類に反省の機會を與へて来たのである。

東洋思想は、以上の如く「順天の道」であり、「道義的感情」に立脚せる思想である。而してそれは元より自然權威に遡ふの道であるから、少しも自然權威の征服を含んでゐない。寧ろ「自然權威に對する遵從」を意味する思想である。之に對して、西洋思想の根柢は、「權力」に立脚するものであるから、それは「屈服」を意味すると同時に、反面に於ては、「對抗」の思想を豫想するものである。この豫想せられたる思想が、「平等思想」であり、「自然權威の征服」の思想である。故に、東洋思想に於ては、「道義的感情」が、世界に平和を齎らし、人類に慶福を與ふる淵源根柢であるが、西洋思想に於ては、この世界は最初から闘争の世界であり、「征服被征服」の世界である。一方は「平和」を求め、他方は「闘ひ取る」ことを目指してゐる。一方は「安住」の思想であるのに對して、他方は「絶えざる争奪」の思想である。隨て一方は「生活形式の固定」が存在

するが、他方は「生活形式の進展」が常在するのが、當然である。此の如くこの兩者の間には、根柢的の懸隔がある。然しながら西洋思想の目指すところも、亦其の生活進展の最後の目標が、平和にあることは、權力思想、平等思想、その各々の思想の目的とするところを考察すれば明瞭である。究極の目的は同じく平和であるが、その方法に於ては霄壤の差を生ずるのである。而して東洋思想は、人類活動を適當に抑制することに依り、その目的たる「平和」の招來に於て、所期の境域を掴み得るのであるが、しかも其の思想には、「安住性」が多く「發展性」が乏しい。それ故に其處に農耕民族の特質である「文化の停滞」が生ずると言はれて居る。西洋思想は、その争闘性を活躍せしめることに依て、各個の發展の道を進るに便ではあるが、その常在する争闘性は、人類の運命を「流轉の暗」に彷彿せしめて、終極なき昏迷に導いて居る。

説いてこゝに至ると、我等は大なる懷疑に突き當るのである。元來人類の生活は、終極なき争闘と、昏迷の暗とに「流轉」すべきものなのであらうか。これが所謂「人類の文化」なのであらうか。それともこの流轉を止め、昏迷を去り、活動を適當に抑制して、「眞智の光」に生くべきものなのであらうか。羅馬共和國の末期の社會相を回想せば、我等はそれが如何に現代の世の中と少しも變らぬ、全く同じ悩み<sup>（一）</sup>に在つたかといふことを見ることが出来よう。異るところは、たゞ「物質文明」の進歩が、今日に於て著しく存在する、といふ點だけで、人生問題に就ても、社會問題に就ても、我等は、二千年以前と今日と何等異つたものを有してゐない。實にこの現象は、「西洋思想」の原理が、常に唯一つの圓周上を廻轉するやうに出来て居り、この「流轉」の間に、物質文明の進歩以外、人類生活の中心の向上移動を與へて居ないことから起つて居る。即ち

西洋思想には、かゝるものを興へる原理が、缺けてゐることから生じて居るのである。

支那に於ても、亦この東洋的思想は大に行はれた。隨て又この思想が社會制度の上にも行はれて、君主は皆、天の徳、地の愛を修めて民に臨み、民はまた天地に對する敬愛を君に移して、君に仕ふるを以て道とした。然るに支那に於ては、其の道は長く守られ難く、行はれ難かつた。即ち上には「專恣」の状態が生ずると共に、之に對して下には、民は「天の民」であるといふ思想が生じ、この思想の現はれとして、「牧伐禪讓」の考が認められるに至つたのである。此の「天民思想」は、放伐の觀念と事實とが認められたと言へ、其の本質に於ては「争はざる平等思想」或は「無抵抗的平等思想」であつたのである。思ふに此の如き思想は、平等思想の一究極地のものであつたかも知れない。

然しながら、此の「争はざる平等思想」の進路も、亦決して好まじきものはなかつた。それは此の思想は離親主義を發程として、個々の内部生活に於ける「權力非認主義」に到達したからである。此の如き傾向は屢々權力の強壓下に於て、それへの對抗の許容せられない場合に發生するものである。かの「日出而作、日入而息、鑿井而飲、耕田而食、帝力於我何有哉」といふ考の如き、さては又、「民爲貴、社稷次之、君爲輕」といふ思想の如きは、即ち夫れである。是れ實に權力の強壓が作り出した思想の表現である。勿論これらの思想が無政府主義的思想であることは言ふまでもあるまい。蓋し爲政者の最も意を用ひねばならぬところは、民を驅つてかゝる境地に入らしむることの、なきやうにする事である。

支那に於て、「天民思想の平等思想」が、何故に「争はざる平等思想」に通入



したのであるか。これこそ我等が、思を潜めて、深く考察せねばならぬ一大問題である。成る程支那には、何千年の間、獨裁の権力強威が續いた。然し支那固有の思想たる、「天民思想」を壓伏するほどの、破天荒な、絶大な、権力權勢は出現しなかつた。即ち形に現はれたる思想的破天荒のものはなかつた。然しながら支那の社會には、儼然たる道義的規範が存在し、然かもそれが、如何なる時代、如何なる場合に於ても、何等の検討考察の餘地を與へず、たゞ因襲的、浸潤的、盲目的に濫用せられ、或はそれが歪曲せられたる場合に於ても、其のまゝに社會の至上通念となつて居るに於ては、其の「權威」は絶大であつて、これこそ實際的、形式的權力が有する權威を、遙かに超越する勢力を有することは、少しく物を識るものゝ見易き道理である。この種の道義的規範こそ、あらゆる人生的志望を挫く大なる権力權勢である。支那中古以來の歴史は即ち

これである。だから支那に於て、「争はざる平等思想」「無抵抗的平等思想」が濫漫したのである。若し支那の社會に、かゝる人の心を強壓する、歪曲された道義的規範が存在せず、唯實際的、形式的權力だけが存在したのであれば、支那に於ける「平等思想」は、もつと早く陽性的、活動的、發展的のものとなり、「争はざる平等思想」とはならなかつたであらうと思ふ。私は勿論、支那の道義的規範が、始めから歪曲せられたりと言ふのではない。長き権力者時代に於て、その道義的規範が権力主義に利用せられて、立派な道義的規範を歪曲してしまつたと言ふのである。即ち道義的規範に對する保持が、各人の責任に於て委され、その無用の強調、権力主義的の濫用がなかつたならば、人は率直にその思ふところを發表し、洒々落落としてその所信を公開し、隨て道義的規範が歪曲せられることなく、その本来の精神の、正しきに導かれて行くを得たのであ

らう。且つ又世の文運に伴うて、進歩發達を見たであらうと思ふ。而して世相が正道と反對を行く場合には、人は皆口を噤んで物言はぬのである。かくして人々は皆、面従腹背の側に落ちて行く。かゝる時に於ては、賢なるもの程物言はぬであらう。又物言はぬもの程賢とせられたであらう。勿論少數の偉人烈士は別である。私は一般的傾向を言ふのである。支那には實にかくの如き時代が長く繼續したのである。今日の支那は所謂「散沙」の國となつた。人はたゞ黙して我身を保つばかりである。かうなつたのは、即ち長き支那世相が齎した結果である。

然しながら、支那に斯くの如き「争はざる平等思想」「無抵抗的平等思想」が生じ、「散沙」の國となり了つたのは、東洋思想が其の根柢を「道義的感情」に置いたところに、誤りがあるのではない。思ふに眞に人間を支配するものは

人間の根本的なる感情である。其の感情に道義的指標を置くことは、人間の思考並びに行爲をして統一あらしめ、迷路流轉の巷より脱却して、人生の道を直指するのである。殊に其の指標は、自然の理則に據つて居るのである。故に社會が「道義的感情」の中に生きて居ると言ふことは、實に人類の理想境である。この點に於て、東洋思想は人類の進むべき道を、克く道破して居る。だから「道義的感情」が、東洋思想の根柢だといふところに、過誤が生じたのでは斷じて無い。尤も「道義的感情」に根柢を置くことは、そこに諦観性が含まれて居ることは否めない。然し此の諦観性から、「争はざる平等思想」「無抵抗的平等思想」が発生したのではない。又そこに固定安住の傾向が含まれて居ることも否めない。然しそれから発生したのではない。實にそれは、支那の社會的至上通念となつて居る「道義的感情」を利用して、自己の權勢地位を維持せんとした

少数の、巧智にして伶俐なる権力者が、奮らした結果である。支那歴代王朝の傳統的政策は、即ち是れである。彼等はその自己の權勢に對して、勃興し來る平等思想に對しては、社會通念に背いたる人非人、叛逆者、として之を遇したのである。まことに支那歴代の王朝に於ては、天の威嚴と、地の慈愛とを體現せんと志した君主は無かつた。只有つたものは、放恣逸樂だけである。斯くの如くにして支那の社會は、彼等少数者の權力の濫用と、「道義的感情」の濫用とに依つて、内部的に毒害浸透せられ、竟に國家が寸断せられるまでに、其の民族精神を頹敗しかのである。然るにも拘らず、支那國民は、幾千年の長日月に互つて、「道義的感情」の社會的通念に依て、奉仕を求められて居たのである。實に此の偉大の權力たる思想的王國の下に、どうして適切妥當なる「平等思想」が、萌芽を伸し得ようか。「争はざる平等思想」「消極的無政府主義思想」の淵

源したる、故あるかな。

以上が支那に於ける「平等思想」の歪められたる姿である。これら支那の文化史的事情は、その種々なる點に於て、我等の爲めに、他山の石として、多くの反省資料を提供するものと信ずる。

思ふに、此等の時代に於ける支那歴朝の官學は、悉く海を渡つて、我國に渡來して居る。然るに此の支那の官學は、其の甚く思想を、東洋思想の根柢たる道義的感情に置くとは言へ、その解釋及び其の思想的態度に於ては、前述の如く、支那歴代の權勢者の權威を維持するの立場に立つて居たのである。その支那官學の歪曲的思想の強調が、支那國民をして、舉つて消極的思想に導入し、竟に無抵抗的無政府主義の態度に走らしめた源である。而して其の官學思想が、我國に流入して一般に普及し、長い年月の間、吾人日常の生活、思考を左

右しつゝあつたことは、甚だ少くなかつた事であらう。然かも我國には、今日尙未だ、これら支那官學思想の影響が、相當強く其の痕跡を残して居るのではあるまいか。實に今日は世界思想再検討の時である。殊に日本は前古未曾有の物興期であり、斷々乎として我國所在の、あらゆる思想理念に嚴格なる再吟味を爲し、肅然として再出發せねばならぬ時である。若し以上の如きことが、存在するならば、我等はこの重大なる根本基礎に於て、大に自覺し、大に警醒するところがなくてはならない。

抑々我等日本人の立場は、支那の官學的思想ではない。「東洋本來の純正思想」に立つて居るのである——支那に於て官學の起らざりし以前の思想——。この思想は、自然の理則に立脚した「道義的感情」に、その基礎を打建てるものであり、公明にして正大、無私にして透明、邪曲を錯雜すること鐵石の如

く、正義を高揚すること日月の如く、眞智を以て、人類の迷路を開き、平和と慶福とを齎らして、世界の公道を照らす思想である。此の我等が有する東洋本來の純正思想には、積極的推進力があり、滾々として湧き上り、盛り上がる底力を有つて居る。それは支那官學思想が、消極的方面に遁れて、「争はざる平等思想」を作り、竟に人をして内面生活に於ける權力否認に追ひ込んだのとは、天地雲壤の差がある。然るに既に因襲幾千年の支那に於てすら、世界の進運に刺戟せられて、一たびは革命の大業を成就し、官學思想の陋習を打破し、個性の解放を實現せんとする概を示したのである。我等日本人は、固より漢學の學と道とを修得し、日本の文化に貢獻した。その漢學の偉大の功績は没すべからざるものだが、それは漢學を日本化したのである。一面その餘弊として、舊支那官學の思想的傾向に、知らず識らずの間に、侵されて居り、それが我等民族

の進歩發展の支障となつて居ることは、見違すべからざる現象である。故に我等日本人は、この際、決然として舊習より脱出し、「東洋本來の純正思想」に還元せねばならぬのである。

われ等の固有する「日本精神」、これこそ真とに東洋思想の結晶であり、精華である。言を換へれば、これこそ「東洋思想本然の姿」であつて、然かも其の獨立發展の完全形態である。恰かも印度に發源した佛教が、中央亞細亞に渡り、支那に來り、而つて其の發展の理想境を我日本に求め得て、所謂大乘佛教相應の地を相し、其の本來の目的が始めて顯現せられたと同じく、「東洋思想」も、その理想的の境地と形態とを、始めてわが「日本精神」に於て發現したのである。故に舊支那官學思想の、歪曲せられたる、消極的なる、「争はざる平等思想」を以てする東洋思想に關する解釋が、我等日本人の頭腦より拂拭せらるれば、

ば、「日本精神の眞體」は顯々として顯揚するのである。高度國防國家の完成、外交の大轉換、經濟組織の改革、國家本位の教育、我等の前途は實に多望であると共に多難である。而して此等遠大の事業は、凡て人的資源が基礎であり、中心である。その人的資源の中樞觀念に、舊支那官學の歪曲せる消極的解釋が、常に浮雲の如く懸つて、「日本本然の大精神」を止揚する傾向にあるのが、日本現在の状態である。近頃の西洋唯物思想の深浸に驚き、自由主義、個人主義の排除を強調するの叫びは旺んだが、舊支那官學の消極的歪曲的思想が日本本然精神の光を隠蔽するに痛感して、其の拂拭を力説するの聲は極めて少ない。思はざるの甚しきものである。自由主義、個人主義の排除は勿論必要だが、舊支那官學思想の拂拭も、全く同時に必要である。故に前章に於て「西洋的平等思想」の克服を力説した私は、本章に於て、「舊支那官學思想」の克服を

唱道する所以である。

日本精神が「西洋的平等思想」に依てのみ、其の發揚を妨げらるゝと思ふは僻見である。例へば「西洋的平等思想」は暴風の如く、「舊支那官學思想」は白蟻の如し。其の大夏高樓を覆へすに於ては同一である。たゞ前者は積極的にして男性的なるに比し、後者は消極的にして女性的である。然かも我日本人の心裡に最も深く浸透せるものは、千年の長日月を閱みする後者である。故に「日本精神」の高揚外張を妨ぐるものは、西洋的平等思想の外に、舊支那官學の解釋に依る東洋思想の隱蔽が、國民個々の内部的な作用として、隱然大勢力を有することを忘れてはならない。

たゞそれには、我等日本人が、真に抜本塞源の大決心を有たねばならぬ。斯くて日本人の根本的自覺と、合理的用意とが完成すれば、東洋思想の眞體たる

「日本精神」が、固如その全貌を顯現し、活潑有爲の活動性を、今日以上に、遺憾なく發揮するに至ることは明々白々である。此の時に至れば、「平等思想の克服」の如きは、決して困難な問題ではない。何となれば、其の活動の中心には、平等思想が變身して、「日本精神としての平等思想」として、體現し、活躍するからである。要は外敵よりも先づ國民自己の克服である。私はこゝに來つて、始めて「日本精神」の旗下に於て、東西兩思想の渾然融會を見るに至るを信するものである。蓋し「日本精神」は、世界の公道であり、八紘を宇と爲すものである。

## 第五章 日本國體と日本思想

### 國體に對する國民思想の觀察

そもそも我國と各國との間には、どこに相違があるのであらうか。文化、經濟、風俗、人情、様々の相違あるは言ふ迄もないが、渾圓球上、截然として之を別つ根本は、「我が國體」である。而して又其の國體と一致する我國民の信念である。此の國體と、此の國民信念とが、我日本をして、あらゆる世界の各國と、特異ならしめた實體であると斷言する。今少しく之に就て卓見を陳述しよう。

凡そ世界の各國に於ては、國體と國民思想とは必ずしも一致しない。然るに我日本に於ては、國體は全輻的に國民を指導し、又國民の思想感情は、國體そのまゝの表現である。隨て國民の思想感情は、常に國家と同一方向に維持せられて動かないのである。即ち日本の國體は、日本國民の全生活、全活動の發源であると共に、全生活全活動の歸一處である。故に我日本に於ては、「國家成立の原理」は即ち「國民生活の原理」であり、「國民生活の原理」は、即ち「國家成立の原理」である。其の相關の原理は、天地の公道たる「惟神大道」に基いて居る。であるから、我日本に於ては、此の原理に立つ「各個の發展」は、即ち「國家の發展」であり、「國家の發展」は、即ち此の原理に立つ「各個の發展」である。若し平常個々の場合に就て、日本國民全員が、必ずしもさうでない、と言ふものならば、それは大局に通ぜざる偏見者流である。須らく今後は一億國

民をして、一人も残らず、必ず此の原理に従て邁進せしめねばならぬ。實に此の如き國家と國民との、完全無缺の渾一體を爲せる國家は、これを他に求めて得られないのである。

一體此の如き、國體と國民思想との一致は、どこに現はれて居るのか。これに就ての説明方法は數多くある。また國體學者の學說を聽く要もある。たゞ私は本章に於て、此の國體に對する我々自身の思想感情を、觀察の對象として論を進めたい。かくする觀察に依て、我々は我々の思想感情が、その如何なる點に於て、國體と一致して居るものかを、明確に掴み得ると思ふ。

抑々日本の國體は、日本の肇國が本體である。肇國の根本思想は、皇祖の「天孫降臨の神勅」に依て、嚴かに宣示せられてある。



葦原の千五百秋の瑞穂國は、これ吾が子孫の王たるべきの地なり、宜しく爾皇孫就て治らせ、行矣、寶祚の隆えまさんこと、天壤と與に窮り無かるべし。

隨んで此の神勅を窺ひ奉るに、我が日本國の絶対性なる御自覺を明かにして、萬世一系の皇統に依る天皇の統治したまふ國なる事。日本國の統治の理想を明示して、「治らす」の大道にあるを垂訓したまふ事。この理想に依て統治せらるる日本國は、天地の榮光と共に無窮なる事。を宣示したまひ、儼然として、君臣の大義名分を正し、日本國體の基礎を確立する盛國の宣言である。

この簡素にして莊嚴なる神勅には、實に深遠なる意義と、雄大なる經綸とが蘊せられること前述の通りであるが、私は此の際、神勅の中に示された「治ら

せ」といふことに就き、一言卑愼を披瀝したい。そもそも「治らせ」と言ふのは、事に與り治むるといふことで、己を慮しくして、普く國民の聲を聽き、國の爲め、民の爲め、至公至平の道義政治を行ふ意義である。故に國家の統治、社會の均整が、「事あげせぬ」の根本思想に則りて行はれる。「事あげせぬ」とは、權謀術數の作爲が加はらず、公理大道に依て、知らず識らずの間に、自然に隨順することである。勿論權力の獨裁や、鬭争の混亂を容るさない。これが「治らせ」の垂訓で、私覆なき天、私載なき地、と合一する日本民族の生活理念である。故に之を世界に擴充すれば、異民族に對しても「治らす」を以て之に臨み、一視同仁、世界を平和化して、私照なき日月の下に覆はんとするのである。即ち内は國民の福祉を増進し、外は人類の康福を實現し、内外に向て道義世界を建設せんとするのが、神勅の高邁遠大の意義である。然しながら、仁愛

正大の天意に忤ひ、天地の公道に悖るものは、之を討伐して「治らす」の惠澤に浴し、報本反始の正道に還らしめねばならぬとするのが、日本民族の自覺である。

此の皇祖の神勅を紹述して渙發せられたのが、皇宗神武天皇の「建國大詔」である。その中に

上は則ち乾靈國を授くるの德に答へ、下は則ち皇孫正を養ふの心を弘めむ、然る後、六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲さむこと亦可ならずや。

と示されてある。明ち上は天つ神の國を授けたまひし恩德に感銘し、下は子孫が正義正道の精神を誦養し、然る後、天下を統一し、國を以て家と爲して、一

君萬民の仁政を行はんことを宣示したまうたのである。此の大詔に依て、敬神の本義と養正の道義とが高調せられ、皇道の根本原理を確立し、君民一如の大義を萬世不易の鐵則とせられたのである。

これが、我日本國體の由来であると共に、日本國體の實體である。此の尊嚴なる國體に對し、絶對の信念と、無上の感激とを感じ、「何ごとのおはしますかは知らねども、かたじけなさに涙こぼるる」(西行法師)のが、日本國民である。然るに世界各國の人にして見れば、これは容易に理解に苦しむのである。殊に民主主義や民權思想が、歴史的に世界を風靡する今の世界に於ては、國家は人民の共有であり、人民に依て治められ、人民の利福の爲めに存在するのである。だから日本國民の國體に對する思想は、寧ろ不思議に感ぜられるのである。この思想は日本人の胸底に秘む深奥なる潜在意識であるから、國家一旦緩

念あるに際しては、或は又平生に於ても、事一たび國體に觸れる場合に於ては、直ちに顯在意識となりて、強烈に働きかけるのである。この消息は二千六百年の國史を通じて、明白にせられて居る。日本國民の此の國體意識が、古來人口に膾炙する「海ゆかば、みづくかばね、山ゆかば、くさむすかばね、大君の邊にこそ死なめ、かへりみはせじ」の體現となりて現はれるのである。而してこれは、大伴家持が天業恢弘の聖業に殉ぜんとする、烈々たる意志の表示であるが、現在大陸の戰場に於て、日本將兵の最後の瞬間に絶叫する「天皇陛下萬歳」の叫びと、何等の變りはない。實に忠勇なる我將兵が、全意識の根柢より、現在の生命を唯この一念にこめる時こそ、日本人の日本精神が躍動するのである。此の純一無雜の魂には、人間としての一切の慾求から絶縁されて、ただ自然に隨順に、天皇陛下の絶対觀のみが實在するのである。私は事變以來、

再度支那を觀察して、この現實を見聞し、昔と今と變らざる二千六百年の民族精神の眞姿が、燦として光を放つに、感激の涙を禁じ得なかつた。

此の如く、われら日本國民の有する國體思想は、相對性に非ずして絕對性であり、比較性に非ずして唯一性であり、理智性に非ずして信念性である。即ち「神と國と人」との三位一體で、國家の他に自己を見ざる思想である。かくの如き國體思想は、廣き世界に於て、唯我が日本人のみが有する思想である。故に古來より我が國に入れる外來思想は、凡て我が國體精神の明鏡に照されて、國體に包攝歸一せられて居る。西洋的合理思想より之を見れば、日本の國體は神秘と見るかも知れぬ。又國體に對する日本人の思想は、之を信仰と見るかも知れぬ。神秘善し、信仰大に善し。われ等は合理の鏡に照してこの神秘を絶対觀とし、この信仰を絶対信とするに躊躇しない。

元來、東洋思想の根元は、前章に於ても述べた如く、天地覆載の恩威に對する、敬愛憫伏の道義的感情であり、萬物生成の化育に對する、感謝報徳の根本思想である。それが家族生活に用ゐられては孝道となり、國家生活に用ゐられては忠道となる。我國に於ては、勿論肇國の理想が、われ等國民の絶対信念ではあるが、此の東洋の根元思想は、我國に於て肇國の始めより、自然のままに、歪められずに、發達し來つたのである。同じ東洋でも、他國に於て見ざる所である。故に我が國體は、國民道徳の指標であり、我が國民生活の原理は、我が國家成立の原理と、全く同體なのである。

以上一應の敘述に於て、我日本は、肇國の當初から、其の來由、其の實體が、道義國家であり、又東洋根元思想の純一無雜の傳來から見ても、世界唯一の道義國家であることが、理解し得らるれば幸甚である。隨て我國家生活は、「惟神

大道」に基く道義的國家生活であるから、日本國民たるものゝ國民生活も、また道義的國民生活でなくてはならぬと確信する。

かういふ、天地覆載、萬物化育の恩威に對する、敬愛仰慕の道義的感情を基礎として、それから發達し來つた思想は、古來印度に於ても支那に於ても存在した。然し我國に於ける如く、この思想が純一無雜に發達したところはない。これは實に我國が、「事あげせぬ」國であり、言理に囚はれず、工夫に泥まず、正しき唯一道を體現し來つた故である。尤も印度思想の最高峰たる佛教に於ても、かゝる東洋思想は十分に重んぜられて居る。印度は釋迦の時代に於て、既に文化が進んで居た。釋迦の佛教が、その哲學的思想に於て幽玄高尙なるは、當時の文化から反映したものが少くないが、同時に又當時の印度は、權力爭奪の巻であつたから、釋迦の佛教は、「出離得脱」の道を説いて、現世苦集の境界

から、此れを濟はんとした反映もある。佛教は釋迦の歿後、印度支那及び日本に於ける學者高僧が輩出して、其の教理に大なる發達と完成とを見、説く所頗る活潑にして、容易に學び得ざるものであるが、其の世俗生活を教ゆる部門にも、最も勝れたものがある。世に多く喧傳せらるゝ「六方禮經」の如きは、感謝生活と、六度度世、の法を説いて、東洋思想の眞髓を顯示したものである。我國に於ても、聖徳太子を始め、平安朝以後に於ける在家佛教の開拓者は、多く此の「六方禮經」の精神を傳へて居る。又支那に於ても儒教は、素より東洋思想であるが、中古以來、權力思想混入して、半ば政治の具に供せられた。故に儒教に於ては、純粹なる道義に關する部分だけが、東洋思想の精髓を傳へて居ると見るべきであらう。即ち「舜典」に見るところの「上帝に類し、六宗に類し、山川に望し、群神に徇す」といふが如きは、恰かも六方禮拜に當るもので、明

かに東洋思想の根元的のものである。然るに菅原道真の遺誠として傳へらるゝところの、「凡そ神國一世無窮の玄妙は、得て他國の窺ひ知る所に非ず、漢土三代周公の聖經を學ぶと雖、革命の國風深く思慮を加ふべきなり」と言へるが如く、孔子に於てすら、亦これ等の時代思想を反映して、その政治的言説に於ては、民本主義的思想を懷抱して居る。之に對して固有の日本思想は「惟神の道」であつて、一君萬民に依て民の心を暢べしめ、萬民輔翼に依て國本を萬代不易の磐石に置き、民本思想の如きは絶えて無いのである。かの老子が「大道廢れて仁義あり」と言つた如く、日本に於ては「惟神大道」廢れて民本思想が發生するのである。

私は、日本國民が、日本の國體に對して絕對信念を有つ、今一つの大きな助因があると思ふ。それは「日本精神」には、日本民族獨特の精神的傾向を具備

するものと思ふ。即ち日本國民が民族精神に徹して之を把握し、單に把握するのみならず、之を自己に體現し、一心一向に實踐に移さんとする精神の特長である。我等の祖先は、必ず之を身に體し、その遭遇せる國難ごとに、常に此の徹底的心境を以て對處し來つたのである。これが同じ東洋思想の中に育まれながら、中亞民族の如き詭觀的思想に陥らず、支那民族の如き逃避的態度に走らず、獨り日本民族のみをして、永遠ならしめ、發展せしめた所以であると思ふ。實に日本に於ける、此の直情的な、包容的な精神と、體現的な、實踐的な傾向とが、あらゆるものを同化し、融和して、渾然一體としたのである。例へば儒教の如きも、其の本源たる支那に於ては、孔子の教へたるところは、其の末梢に残りて、本質は反て對蹠的のものとなり、佛教の如きも、其の發祥地たる印度に於ては、完全なる發達を遂げず、今日は僅かに殘喘を保つに過ぎぬのであ

るが、我が日本に來て、儒教は其の精神を傳へて發達し、佛教も亦大乘相應の地として、國民の間に普及した。これ實に「日本精神」の眞率、包容、偉大、同化、體現の力である。

今われ等は「平等思想」に對しても、この「日本精神」を以て對處して居る。徒らに平等の形式を追うて、平等の眞精神を失ひ、その形影を追うて權力の爭奪を求むるが如きことは、之をわが「日本精神」に求めて、覓め得べからざるところである。われ等日本人は、西洋文明の源流たる「平等思想」に對して、嚴肅なる民族的自覺を喚起して、「日本精神」の照明の前に之を審判し、「一君萬民」の平等思想の本流に還元せしめるのが、何よりもの急務である。

## 第六章 獨逸に於ける全體主義

### 西歐に擡頭する新權力思想

私は前章に於て、日本國體の尊嚴と、日本國民の國體に對する絕對信服との一斑を説いた。隨て本章並に次章に於ては、世界共通の平等思想が、東西兩大國の間に如何に取扱はれて居るか、換言すれば獨逸の全體主義と、日本の全體主義との間に、如何なる差異があるか、に就て考察を進めることにする。

凡そ人類の目的は何であるか。一言にして之を蔽へば「人類の幸福」である。然らば人類の幸福とは何であるか。私はこの場合、特に西洋學者の説を借りて、

之を彼等の立場に依て考察したいと思ふ。即ち「人類の幸福」とは、一には「自然の克服」、二には「社會機構の完成」、三には「個人人格の發展」であるといふ。此の中、第一の問題は自然現象に關する問題であり、第二、第三の問題は之を一括して、人生現象に屬する問題である。要するに人類の此の世界に於ける生活は、此の自然現象、人生現象であるのだから、此の三つの問題は、西洋であれ東洋であれ、人類の目的であると言つて善い。私が本篇を通じて論じつつある趣旨は、直接には自然現象の問題でなく、人生現象の問題である。而して之を我日本に就て考察すれば、人生現象の第一目的たる「社會機構の完成」は、我が國體を中心とする日本の社會に於ては、既に建國以來確立して、永久に不變であることは、前章に於て叙述したところである。言を換へれば、我日本の社會機構は完成されて居るのである。又人生現象の第二目的たる「個人々

格の發展」に就ては、國體の中に個人を包含し、國家生活が即ち個人生活であるから、國家の發展が即ち個人の發展であることは、これ又前各章に於て論述し來つたところである。言を換へれば、我日本に於ての個人々格の發展は、國家と共に無窮に開拓されつゝあるのである。故に「社會機構の完成」「個人々格の發展」といふ人生現象の二大目的も、我日本に於ては、西洋始め世界各國の如く、鬭争を遂ひ、權力に渴し、一を獲れば二を得んとし、二を取れば三を得んとし、流々轉々、究極なき對立抗争の裡に、個人を發展し、社會を完成せんといふのではなく、絶對不動の國體の中に在りて、世界の進運に隨應して、國と個人と不離一體の發達を爲さんとするに在る。我日本の進歩發達は、此の道程を辿りて居ることを、國民は深く認識せねばならぬのである。

私はこれより理論的に、少しく考察を進めたいと思ふ。元來「東洋思想」は、



其の端を人間生活の指標を決定せんとするところに發して居る。そして其の爲めには、自然に順應することを標準として居る。そして又其の人間生活の態様を、社會組織に移入して居るのである。も少し具體的に言へば、天地化育の意志に順應して、人間各個の生活態様を定め、此の根本理念から、こゝに、子は父に順ひ、父は子を愛育する、といふ「家族組織」が生じ、これが長大して、この思想が適用せられて「氏族制度」が生じ、更にまた長大して「國家組織」に、この思想理念が行はれて居るのである。随つて「東洋思想」を検討すれば、個人々格の發展が基元で（人類幸福の第三目標）、それから發程して、自然順應に及び（人類幸福の第一目標）、更に進んで、社會機構の完成（人類幸福の第二目標）、の側に歩み來つて居るのである。之に反して「西洋思想」に於ては、「取り持つ」の思想が始源である。此の思想は、自然に順應する生活態様ではなく、

自然に對して、別に人間個人に屬する組織、を立てんとする思想である（人類幸福の第一目標）。此の自然克服の思想が、社會的に發現すれば、當然權力思想となる。而して此の權力が、社會の一部階級にのみ存在したる社會機構が、所屬完成せられざる社會機構であり、この權力が社會に普遍したる機構の上に立ちたる時に於てのみ、社會機構の完成となるのである（人類幸福の第二目標）。此の如くして、自然に對しても之を克服して、自然の上に人間の意志權力を及ぼし、又同時に社會生活に對しても之を克服して、人間の意志權力を發現し、以て自然人為の兩界を通じて、個人々格の發展を求めよう（人類幸福の第三目標）、といふのが、西洋思想の骨髄である。即ち「西洋思想」は、一面に於ては「權力思想」であると同時に、一面に於ては、其の權力を各個人の間、平等に取らんとする「平等思想」である。

然るに権力なるものは、之を分散すれば権力を爲さない。始めから集中せらるべき性質を有して居る。かゝる集中的性質の権力と、最初から分散的の性質を有する平等とを、合せて一體とせる西洋思想には、もともと矛盾撞着を含んで居る。こゝに西歐社會に於ける、近代の断えざる思想的動搖、及び此の思想より起る社會的動搖の原因が胚胎するのである。それであるから、西歐思想の歸着點は、必然に專權的權力思想に落ちてゆくのである。何となれば、平等的權力思想は既にその高峰に立つて居り、其の内容矛盾の爲めに、方向轉換を餘儀なくされて居るからである。即ち此くの如き現状が到来したのは、「平等思想」が企圖して居たところの、人類の社會的權力の平等といふものは、その理想的な、實現は到底期し得ないものであるといふことを、具さに物語つて居るのである。

西洋思想は此くの如くして、自然克服の權力的思想から出發して（人類幸福の第一指標）、社會機構の完成に於て、今また新しき出發の道に出直らざるを得ざるに至つた（人類幸福の第二指標）。随つて、個人々格の發展に就ても、更に新しき經驗に依て、その新しき開展方向が示さるべき立場に立つて居る（人類幸福の第三指標）。實に「平等思想」は、基督教の教義に基くところが多いのであつたが、その基督教の愛の平等思想に依つても、解決の道を與へられなかつた。而して却つて現に專權的權力思想に依て、打開の道が求められて居るのであるから、此等の思想に立つものが、宗教排斥の聲を擧げ、甚だしきは、宗教は阿片なり、と斥け去るに至るのは、當然のことと見ざるを得ない。かくて「西洋思想」は、今また現に、「ニイチエ」の超人の如き、新らしき權力思想に向ひつゝあることは明かだと思ふ。それは即ち、こゝまで追ひ詰めて、始めて、「權

力と道義の契合」を指導的人格に依て求めよう、とする方向に進んで居ることが明かであるからである。而してそれは、獨逸及び伊太利の全體主義國家の最近の方向である。然しながら斯くの如き英雄政治が、果して此の人生の目的と、世界の將來とを、過誤なきに導き得るであらうか。

元來國權民族の間には、權力或は強權崇拜の思想がある。これが西洋一般の平等思想——民主々義的思想——とは、暗々裡に對照されて居た。此の思想を明瞭に——端的に——描き出したのは、十九世紀の獨逸の哲學者「フリードリッヒ・ニイチエ」の哲學である。「ニイチエ」は現在の人類社會に共通せる評價の原理を根柢から覆へし、新たなる評價原理に依て、政治、經濟、教育、宗教、藝術、哲學、及び社會生活等、あらゆる方面に於ける價值を改價することの必要を述べた。「ニイチエ」の此の哲學は、著名な「權力意志」の一篇に發表され

て居る。此の書の副標題は「一切價値の改價」と名づけてある。以て彼の世界觀改造の哲學的創見が推せられる。

「ニイチエ」の「一切價値の改價」に従へば、在來の道德宗教は弱者の道德宗教である。現在の世界は弱者の道德に依て支配されて居るが、世界は強者の權力意志に依て支配されねばならぬ。これが眞理である。此の觀點から見ると、在來の道德は、弱者が自分を保護する爲めに設けられたもので、奴隸道德といふべきものである。然しながら、此の權力意志の權化たる「超人」は、又自己を保持する爲めに、自己に課する峻嚴なる道德がある。之を君主道德といひ、此の道德に依て、肉體的の死を乗り越えて、權力意志を發揮することを要求する。同時に自己に對しては、極めて嚴肅なる自己否定を要求し、克己、修鍊、敢爲を最大限度に求めて居る。その上更に、人文價値の創造力を、其の人に要

求して居るのである。此の「ニイチエ」の所謂君主道徳と奴隸道徳とに於ては、其の價値とするところが全く顛倒して來る。故に現在價値の儘では、甲の善とするものが、乙は惡とする事になる。故にこゝに、一切價値の改價の必要が生じ、「ニイチエ」に依てこれが唱へられて居るのである。

思ふに「ニイチエ」の權力意志の哲學は、基督教の世界が唱道して、現在の世界の通念となれる價値觀念を、根柢より顛覆して、新世界觀の下に、新評價原理を人生に築き上げんとするもので、畢竟するに、基督教以前の時代の權力社會に、現在の人生社會をして、回歸せしめんとするものである。而して「ニイチエ」に於ては、權力意志の權化たる超人の觀念に依て、そこに理想の世界を設定するとは言へ、結局は、超人の個人的道徳に依て、權力的指導を行はんとするものである。それは言ふ迄もなく權力崇拜の思想であり、慈愛、恭儉、

和光等の平和的思想とは對蹠的なる、冷嚴、格守、鞭撻等の思想の代表的發表である。私はこれらの思想が、人生に全く無用のものではなく、然かのみならず、或る限度に於て採り入るべき用意は必要であると思ふ。たゞ此の思想の一斷面に重心を置くことは、果して世界を幸福に導くものであらうか。甚だ疑はざるを得ない。國體の全體主義は、此の君主道徳の強き權力思想に、深き根柢を有すると思ふ。こゝになると「東洋思想」の太初根元たる、冷嚴と慈愛との兩思想は、天地覆載の自然の理法に包含せられ、兩者の渾然たる和合に於て、存在して居るのである。

尙ほ國體の全體主義は、次章に於ても、之を比較して論ずることにする。

## 第七章 日本國體下に於ける平等思想

### 日本の全體主義に對する管見

日本の全體主義は、これとは全く違つて居る。屢次述べたる如く、我等日本國民は、東洋思想の基調に順應して、個人々格の發展から出發して居る。然かも其の個人々格の發展は國家と一體をなして、國家の中に個人を收めて居るから、此の問題は既に決着して居る。たゞ假りに日本人を一個の人間として考へる場合、即ち一般人間としての人生觀から見れば、個人の發展といふものは、歲月と同じく盡きるものではない。故に常に々々發展又發展せしめねばならな

い。その發展は果して何に依て爲されるのであるか、それは社會機構の進歩、乃至完成に依て爲されるのである。然らば其の社會機構の進歩乃至完成には、我等日本人はいかなる道程を進るのであらうか。斯くて西洋の權力思想や平等思想に依るのではない。こゝに來ると、西洋人の行く道と、我等日本人の行く道とは、明確に分岐されて居る。こゝに日本の全體主義が全貌を現はして居るのである。即ち我等日本人は、何等の懷疑も濫漕もなく、一向に我等の祖先より繼承する「道義的精神」に準據して進み得るのである。其の道義的精神とは何であるか。之を個人にしては「人の踏み行くべき道」であり、之を國にしては「天皇統治の國體」である。肇國二千六百年、われ等は父子傳統して、此の一君萬民の道義的生活に恵まれて、生々發展の無窮の道に進みつゝあるのである。由來日本人には人の道と、國の道とは二つはなく、唯一筋道である。故に

「天皇統治の國體」を護り、その國體と國運とを發達せしめるのが、即ち「人の踏み行くべき道」である。雄略天皇が「義は君臣にして情は父子なり」と宣はせられたのは、此の意味と拜し奉る。而して又此の道義的精神が、外に煥發して、正義宣揚の「道義的國家」として、世界各國に、人の踏み行くべき道を光被して居るのである。實に「擬ては百鍊の鐵となり、發しては萬朶の櫻」(藤田東湖)たるものは、我日本であり、我日本人である。これこそ我等の國民の、何ものにも代へがたき矜持である。

此の道は、皇祖皇宗を始め奉り、歴代列聖の肇國統治の御精神で、其の御精神と御統治とが、天壤無窮の國體を彌榮にしたまふ所以である。されば、維新の鴻業を成就したまひし明治大帝は、明治二十三年十月、國民道德の規範たる「教育勅語」を頒發せられて、國民に對して此の義を明かにしたまうたのである。

る。今簡単に教育勅語に就て所見を述べたい。先づ第一段に於て

我方皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。

我方臣民克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セ

ルハ、此レ我方國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス。

と宣はせられた。即ち我が肇國には、皇祖皇宗の並々ならぬ御勞苦があつた。其の由來する所、宏大にして亦永遠である。その御偉徳は言説に現はせぬ程、深く且つ厚いものである。又此の君主に仕ふる臣民は、仁義忠孝の道を盡くし、億兆の國民全體が一心同體となりて、國體の美風を發揮して來た。是れ實に世界無比の國體で、此の麗しき國體の精華が、我國の教育の源である。といふ御意で、之を一言にすれば、最高最深なる道義國家が、我が日本である所以を

御示し下されたのである。而して第二段に入りて、人倫、社會、に於ける實踐の道を説かれ、進んで智徳涵養、文化貢獻の要務を示され、更に常時、非常時に於ける、國家奉公の本諦を諭され、以て皇室中心の國體を顯彰し、道義建國の大義を宣説せられたのである。更に第三段に及んで

斯ノ道ハ實ニ我方皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守ス

ベキ所、之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ、之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ、朕、

爾臣民ト共ニ拳拳服膺シテ、咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

と奉けさせたまひ、斯の道は、皇祖皇宗以來、我國の萬代に遺された教訓教戒である。故に皇祖皇宗の子孫、並に一般臣民が、堅く遵奉遵守すべきものである。且つ此の道は遠い昔より、現在を通じて、永い將來に行ふべく、又獨り我

日本のみに限らず、廣き世界の何處にも施すべき、天地の大道、人類の公道である。朕は臣民と共に、此の遺訓たる公道を、造次顧沛に離さず、常に心に體して、國民全體と共に、此の徳を實行發揚したいと希望する、と明示したまうたのである。今更言ふ迄もなく、我日本の國體は肇國の始めより炳として日月の如く、萬古に輝くのであるが、日月も雲に蔽はるゝ如く、維新以來西洋文化の影響に依りて、國內動もすれば西洋追隨の風を生じ、教育の方針の如き、亦往々にして西洋風に傾かんとするに至つたので、茲に教育勅語が漢發せられたものと思ふ。爾來我國の教育は、其の根本義を自覺し、國民の思想も亦歸一したのである。實に此の教育勅語は、國體の本義を顯彰し、内外に正義と平和の理想を高調したる大宣言であり、其意義莊嚴にして深長、千古不磨の大教典である。

日本の道義國家は以上の如く、亦この國家に則する道義精神も以上の如くである。唯時世の進運に應じて、今日は、國家構成の單位は、昔の如く家に非ずして、國民個人である。爾て國民個人といふものが、「個人々格の發展」の中に意義を有するに至つた。これは憲法制定の御精神に拜するも彰々たることで、此の故にこそ、憲法に個人たる臣民の權利及び義務を御定めになつたのである。言ひ換へれば、個人々格の發展を、時勢に即する重要事としたまうたのである。勿論之に由て、家族制度を尊重する我日本の國風に變化はない。之を樹木に譬ふれば、日本の國家は萬古盤石の根幹にして、國民個々の家族は、其の枝葉であるから、家族制度は淳風美俗として、益々尊重することは言ふまでもない。只立憲法治國の制度として、その單位を國民個人に置いたのである。斯くして我日本には、欽定憲法に依て、肇國以來の一君萬民の大義が、法治上にも確定



せられ、我日本の國家は天皇中心の國家、即ち天皇と臣民との間に、閥族、官僚、政黨政派、その他、一切の中間的勢力の介在を許さざる、一君萬民の國家の儼在が明示されたのである。茲に於て我日本に於ては、萬民の雙肩の上に、一切平等に、國家の支持、充實、進歩、發展の重責が存在し、行き互つて居るのである。實に此の如く「平等思想」が、我日本に於てのみ、内容的、精神的に變形せられたのである。且つ又憲法に於て、國民個人を單位としたることに依て、日本獨特の「平等思想」が、最も合理的に發現せられたのである。故に我々萬民は、國家に奉仕することに依てのみ、個人々格の發展が實現せられ、國家に奉仕することに依てのみ、「平等思想」が行はるゝのである。

それであるから、君國に忠といふことは、前述の一君萬民の國體の下に於ける、國民一切平等の個人々格の發展に於て、獻身的努力を爲すことである。も

少し具體的に言へば、盡忠報國といふ事は、國民各個が、國憲國法の下に於て、國民平等の惠澤に浴し、何者にも妨げられることなく、何處にも累はさるゝことなく、各自の職分に全身身を傾注し、或は私情や環境の爲に職分を怠り、抛つことなく、死力を竭くすることである。實に國民は自己の職分を通してのみ、盡基を培ふの道を得るのであり、國運の發展に資するの道を得るのである。職分報國とは即ち此の道である。國民が斯く爲すことに依てのみ、そこに個人の發展が得られ、內的外的の生活に於て、充實と進歩とが齎らされる。隨て其の發達に伴ひ、漸次、社會機構の完成が遂げらるゝのである。我日本に現はるゝ平等思想の眞の姿はこれである。此の意義から考へて、濫りに國民が權力を渴望し、政治社會が政權争奪に没頭し、勞資の社會が階級闘争に腐心し、文化教育の社會が、國家を離れたる人文思想に傾くが如きことは、斷じて日本に於け

る平等思想ではない。然しながら又、官憲、或は支配階級が、日本の此の國風を違まに利用して、或は無理解に轉用して、恣まゝに權力の集中を企圖し此れを以て誤つて、自由主義、個人主義を排除したる順良純忠の日本主義なりと思惟することあらば、其の結果は、反て獨善獨斷の弊に墮し、知らず識らず、自から排撃したる自由主義、個人主義に陥落し、現在の西洋の「專權的平等思想」の如きものとなつて、「日本平等思想」の淳風に、内部的崩壞の兆を萌すこととなる。洵に畏れ警しむべきことである。故に一君萬民の翼賛體制を築き上げんとする新體制に於ては、上意下達と共に、下意上達が、最も大切な要素である。私は、新體制に於ての中心思想となるべきものは、指導原理であるが、其の指導原理は、上御一人の大御心を下萬民に傳へることを中心とし、併せて下萬民の心を、上御一人の上頭に達することが本歸であると思ふ。これが日本に於ける

る、上意下達、下意上達と解釋したい。指導者の心懸けは、此の指導原理に依るべきもので、この原理が徹底普遍すれば、朝野官民の間は疏通し、一億一心、國民の一人々々が、國家を支持する氣魄の躍々たるを見るに至ると思ふ。

以上は「日本に於ける平等思想」の本質論である。若し事情論に至つては別に一言を附記する必要がある。西洋流の平等思想が日本に入つたのは、今に始めたことではない。それが近來、頻りに世上の喧しき問題となつたのは、日本の内部に、それに對應するの準備が不足であつた一面を、露はに物語つて居る。西洋文化の大に吸收せねばならぬことは言を待たない。されど其の思想に於ては、我に千古不易の國體あり、我に萬邦無比の思想あり、我に東洋特有の文化あり、毅然として其の性質性能を甄別し、長所を取て短所を捨てざる可らざるは、當然の措置である。日本の指導者がこゝに遺漏ありたることは、自から省

みて、以て將來を警むべきである。徒らに責を他面に嫁し、自からは過誤なしと思ふが如きは、自己反省を知らざる獨善者流の態度である。要するに在來の責は萬人悉く負ひ、將來の任は萬人齊しく、己れ一人にても引受くるの氣魄がなくてはならぬと思ふ。

既に叡聖文武、明治大帝は、祖宗の大業を紹きたまひて、時世の變移を明察せられ、明治の初頭、五條御誓文を煥發して、未曾有の變革を宣言し給ひ、これを基として、大日本憲法を欽定せられ、國體に包含する我國獨特の平等思想を顯揚し、以て萬民の醫ふ所を知らしめたまうたのである。深大の叡慮唯々恐懼し奉る次第である。下て我國に於ける各政黨の如きは、立憲以來、至聖の叡旨を奉體し、憲法の條章並びに精神を恪守し、萬難を排して、國體的平等思想の實現に努力し、幾多の犠牲を出して、國運の開拓に健闘し、身を殺し、産を

倒して、忠誠を君國に捧げ來つたものである。我日本の今日の發展ある、政黨の力に負ふところ、頗る大なるものがある。たゞ惜むらくは、政黨全盛の餘榮、頗りに黨人の心を窺み、專恣浮華の惡風、都鄙に漲るに及んで、漸く世上より其の信任を問はれ、黨人また多く氣魄を缺き、斷然奮發を脱却して、再建を圖るの壯志を失ひ、心算かに、國家を憂へながら、遂に國民の負托に背くに至る。私の如き微力淺才、徒に志を愼て何等の舉に出る能はず、たゞ凋落の運に委す、俯仰慚愧に堪へぬ次第である。

發展日本の道程は、偏に國民各個の不休の活動と、不息の向上とにあるが、その根本は、國民が各自に、日本の「國體的平等思想」の眞姿を掴み、各自がそれぞれに、職分報國の本分を發揮し、國家生活を各自の國民生活の本領として、心の底から滲み出るやうになり、それが即ち日本國民の權利なり、權力な

り、平等なり、といふ「國體的平等思想」に導入することが、第一義諦であると思ふ。若し夫れ新體制の指導者の中に於て、深く此の國體の原理に徹底せず、恣まゝに西歐の新體制に浸滲し、溢りに現状打破の旗を磨して、外國の模倣に努め、然かも指導者原理を専行して、新體制の指導方針とせんとするものあらば、國家の大事之に過ぐるものはない。但だ此の如きことは杞憂であらう。更に又政治家、並に一般國民の中に於て、能く新體制の原理を辨へず、漫然バズに乗り遅れざらんと云ふが如き、卑俗の調に墮つるものあらば、餘りに識見も信念もなき、日本國民の價值判斷を知らざるものである。私は新體制の將來の爲に、苦言を呈する次第である。

## 第八章 新體制と全體主義

### 西洋に於ける國家新體制との比較

抑々新體制とは何であるか。若しこれを一部の道聽途説に委すならば、新體制は、歐洲の全體主義なるもの、新輸入の如くに解されて居る。新體制は果して歐洲の全體主義の直譯であるか。而して又、歐洲の全體主義に依據して善いものであるか。抑々又新體制は、何の必要に依り、何を目標として發生したものであるか。此等の點に就ての考察は、私の新體制の本質に對する意見の披瀝ともなると思ふ。

新體制といふのは、言ふまでもなく、今日我國に於て、採り上げられ、論議せられつゝあるところの、政治改革の問題であり、國民總動員の問題である。今や、漸く其の構構が整へられ、將に出發を爲さんとするに當り、國民全部は、新體制の本質に就て、深き認識を有たねばならぬと思ふ。私が本章に於て論ぜんとするのは、其の本質の觀察である。而して此の觀察を爲すに當つて、私は先づ此れの先驅事情とも言ふべき、西歐諸國に起つた政體改革、若しくは國家新體制の事情に就て、一應管見を述べることとしよう。

凡そ歐米の諸民主主義國家に、政體變革の起り來つた原因を考ふるに、これを遠く、十九世紀に於ける社會相に求めなくてはならない。言ふまでもなく、これらの國々に於ては、十九世紀に入りて、立憲制度が確立せられたのであるが、此の立憲制の確立により、在來社會的の實勢力であつた貴族的特權は、

凋落し終つたのである。然しながら社會は、常に何等かの實勢力に依つて、維持せられねばならぬのが通則で、之に代つて、何時の間にか、十九世紀的新特權が生じて居たのである。此の特權は十九世紀を通じて、社會の維持力として働いて來たのである。これと同時に、この立憲制は、「法治」を主とする體制であるから、「法」に依る各階層、各個人の自由が認められた。隨つてこれ等民主主義的國家に在つては、各個人各階層の發展發達と共に、社會は割據的になり、各自が各自の利益に立籠つて、相對峙して譲らないといふ状態が発生したのであつた。其の反面には、これを結び着けようとする力であるところの「道義的精神」は、社會の表面に於ては、働くべき場所がなくなつたのである。茲に於て、社會の分裂といふ現象が生じて來たので、これが又、國家勢力の消長にも、大なる影響を及ぼす状態を將來したのである。斯くして第一次の歐洲大戰後の

世界に於ては、一般に立憲制度そのものに對して、社會が疑問を抱くやうな傾向が著しくなつて來たのである。隨つてそこに、これら諸國家に於ては、政治體制の變革といふことが、考へられるに至つたのである。

それであるから、此の政治體制の變革に於て、要請せられて居るものは、第一に分裂せんとするものを結び合せようとする「力」の要求である。第二に、此の力の實體として、全部若しくは絶對多數の意思の要求である。一黨政治といふものも、以黨治國といふものも、全民政治といふものも、直接民權といふものも、皆畢竟この全體的の意思表示を求める爲の方法として存在するのである。第三に、この全體的の意思なる「力」の上に立つて、全體的の目的に従つて、各部を排列する所の「法」が求められねばならない。然るに法が求められずして之に代て人が求められた。即ち指導者の要求である。此の第三の要求に就て

は多少の説明を要する。元來「法」は、各個人各階層の自由と權利とを擁護する側に立つてゐるのであるから、各部分の權利と自由とを犠牲とする所の、この全體を目的とした部分の排列運動に於ては、「法」の改廢を先行しなければならぬ。然るにこの「法」の改廢は、社會各部分の權利と自由との、犠牲を意味するのであるから、その改廢は、社會各部分の代表の議會に於て議決せられることは、これら歐米民主主義の國々に於ては、不可能事と考へられねばならなかつたのである。然のみならず、社會の維持は、在來の「法」の觀念に依つては爲し難く、「法」の觀念が、新たなる意味を持つに至らざる限り、「法」のみを以ては、社會を維持することは困難であると、考へられるに至つたのである。即ちこれらの歐米民主主義國家に於ても、その社會組織の根柢たる思想に於て、不備を認め、精神的要素の必要を感じて、一步其の方面に前進を試みて

居るのである。而して此の前進が、實に西洋思想の缺陷を自覺して、東洋思想に近づき來つたことを表はして居る。であるからこれらの新政治體制の主義方向が、始めから東洋的傾向に於て見るものを含んで居るのである。即ち社會の維持は、たゞ物質に根據を置いた立場からのみの制度では、成就し難く、物質以外のもの、寧ろ物質以上のもの、即ち精神的に根據を置いた立場からの方法を參加せしめるのでなければ、完全でないと云ふことを認識するに至つたのである。而して此くの如きの方法に於ける「精神的要素」の適用は、由來、たゞ物質的の立場からのみ眺められて居た目的に於ても、漸次其の影響が現はれて來るのが、歴史の示すところである。こゝに今後に於ける、西歐諸民主主義國の行くべき道に就て、多大の興味がある。世界は再び「君主政體」を回顧して居る、といふやうなことを想像させる興味がある。此くの如くにして、一時

「法」は後退せしめられて、「人」が基とせられてゐるのが、現今の状態であり、「法」に代つて「人」が求められるといふのが、西洋諸民主主義國家に於ける、新體制の要請の第三の理由である。かくして此等諸國に於ては、立憲制は存在してゐるが、何れの國も議會に依る政治は、全く後退を餘儀なくせられ、指導者政治、獨裁政治、といふものが、存在することになつたのである。而して議會は、從來多數を以て權威としたところの、社會維持勢力の意見を展開することの代りに、社會の各部分の意思を通達する機關として、同時に社會全部の諧調的發展に對して、各部分の任務を遂行するの道を、講ずるの機關として、指導者の機關内に、存在することゝなつたのである。以上が西歐の、全體主義を取れる各民主主義國に於ける、體制改革の大様の傾向である。

これ等の民主主義國家に於ける政治新體制は、かくの如き事情から發生して

あるのであるが、尙この他にも、この状態を促進せしめた事情がある。それは此等の國々に於ては、その國家的地位の現状に顧みて、國防國家の體制を、或は戰時體制國家を、全國家體制上に採用せねばならぬ、若くは採用するを利とする事情の存在である。即ち此の非常時の政策は、新體制を取つた何れの國に於ても、其の機運を促進するに、大なる役割を爲したのである。而して實際上の觀點から言へば、戰時體制、國防國家の完成目的の方が、明瞭に看取せられるのであつて、實は是れなくして、果して新體制は進み得たか否かさへ疑はせる。今後に於ても、又常にかゝる勢力に依つて支持せられるのでなければ、新體制は存在し得るや否や、疑問視せらるべきものである。この點に於て、今日の狀態では、「法」はかゝる勢力に依つて代表せられつゝありと考へられる。故に「ナチ」に突撃隊あり、「フアフショ」にも黒縦衣隊ある所以である。而してこ

れ等の國々に於ては、これ等の「組織」及び「精神」が、常時態勢となるに非ずんば、其の新體制は一時的便宜に落ちる傾向がある。隨て平和の再来と、國家的發展に於ける、或る他和點の到来とに於て、又再び舊狀態に轉落還着するものと考へざるを得ない。之に反して、若し此の「組織」及び「精神」が、常態となるに至るとすれば、唯物的ならざる精神の常住を意味するものであるから、その社會は「精神的要素」を加味したる、古代羅馬共和國の「市民精神」の如きものを、維持勢力とする社會を現出するかも知れない。而してその時に於ては、此の「組織」及び「精神」は、「東洋的」なる精神と、理解の便宜が多く、それは恐らく今日の民主主義を凌駕する存在となるであらう。前章叙述の如き「ニイチエ」の「君主道徳」に於て説く所のものは、かくの如き場合、かくの如き形體に於て、出現せられるのではあるまいか。



借て我國に於ても、現今、新體制は形成せられたが、その形成の事情に於ては、決して此等諸國と揆を一にするものではない。又同一であるべき筈はない。今簡単に、其の相違點を擧げて見よう。元と元と我國に於ては、社會に於ける各階層の對立といふことがない。尤も全然無いと言ふのではなく、之に類した現象が存在したとしても、根柢に於て意味する所を異にしてゐる。それは最初から、決して分裂し得る社會相の上に立つて居ないといふ事である。何となれば、わが日本國民は、始めから國民全部が「一家」の意識の上に立つて居るからである。勿論時に勞資階級の間、官民朝野の間に軋轢もあり、而してそれが各自の利害相剋に依つて、尖鋭化される場面もあり得たのである。然しながら一度び、一國一家族的意識に回頭し、そこに自己省察が加へらるゝや、翻然として諧和協調に轉回し、雙方共に相互の努力を向けるのが、我が國情

である。現に支那事變の物發するや、勞働爭議の如きは絶無となり、政黨間の黨争も、官民間の摩擦も姿を消して、一に國家意志に集中する状態となつた。これを各國の事情に比せば、明瞭なる差違を認め得るのである。故に我國の新體制に於ては、歐洲諸國の新體制の如く、分裂を結合に導く力が要求せられたのではない。それは今言うた如く、日本には分裂そのものがないからである。又歐洲諸國の新體制の如く、力の實體たる全部、或は絶對多數の意思が要求せられたのではない。それも今言うた如く、日本では、國民全部の意思が、萬世一系の天皇に集中して居るからである。又歐洲諸國の新體制の如く、法が權威を失墜して、之に代て人が要求せられたのではない。それは日本に於ては、國家の根本法典たる憲法が、尊重せられ、遵奉せられ、國家の權威として、國民の絶對的信服があるからである。此の法の點に就ては、重複の煩はあるが、

一言附加する要を認める。即ち日本の憲法は、歐米各國のそれとは異なる欽定憲法で、その憲法の成文を通して、「日本の國體」と、その國體より發する「道義國家意志」とが含蓄して、無限の權威と、無上の矜持とを、民の心に結び着けて居るのである。隨て日本に於ては、法もまた無限の發展があるのである。それであるから、此等の點より考察すれば、我國に於ては、殊更に新體制を創設することは、西洋各國の如く、無くてはならぬものではないとの觀察も出来る。

然らば何故に、我國に新體制が創められたのであらうか。それは國家意志の運用、乃至發展に於て、強力なる指導者の要求からであらう。勿論西歐諸國の新體制の如く、法の權威に代へるに、指導者の權威を得ようといふのではなく、法の基礎に立て、法の權威を發揮せしむる爲めの、指導者を得ようといふので

あらう。隨て議會も、また憲法に率由して、十分に立法審議の機能を發揮するのが當然である。ただ時に行政府と對立相剋の如き状態を呈したものが、立法府と行政府との、相互の自覺、即ち國家一元の根本思想に還元して、大政翼贊の目的を達成せねばならぬ。言ひ換へれば、國民各自、國民各階層、互に相侵さそずして、それぞれの機能を十分に發揮する上に於て、即ち一億國民が、それぞれ盡忠報國の至誠を效す上に於て、圓滑にして効果的なる組織が、新體制に於て、考慮せられたのであらう。果して然らば新體制は、今後とも、外國の新體制とは全く其の成立事情を異にする點を根本に置き、新體制中の人々が、一時的客氣に驅られて、日本國家の國體觀と、國情觀とから逸脱せざるやう、一君萬民、萬民平等の精神を以て、實實にして進歩せる政策を進めることを切念する。

此くの如き状態に鑑みて、深く留意すべき點は、臣民翼贊の一事である。若し萬一にも新體制の上下左右、何れの部分に於ても、專恣横行の風を生じ、獨裁強壓の傾向を馴致することあらんか、怖るべきは新體制の外部的障害に非ずして、内部的崩壞の兆を萌すことである。新體制は憲法を尊重すと聲明し、又新體制は一國一黨的性質に非ずと強調し、更に又新體制は幕府的存在を否定すると力説したるは、この故でなくてはならぬ。殊に深く考へねばならぬことは、新體制は、常に内閣と共に存在し、共同運営する建前を取つた以上、其の権力は大である。隨て新體制の官民各段階の指導者が、此の際斷然、舊思想、舊慣習、舊通弊を清算し、全く新しき出發を爲さざるに於ては、蓋し新體制の本質と軒輊し、其の結果は、事志と違ふに至ること多いであらう。私がこゝに、舊思想、舊慣習、舊通弊といふのは、一般的に、我國には、支那舊官學思想の

影響が殘存し、更僚の無意識的なる、歪曲せられたる官治思想が、事に觸れ、物に當つて、常に專權的にならうとする傾向と、今一は、國民の大部分に、官尊民卑が深滲し、何れの段階にても、自づから指導者の立場に立つ時、自尊心他の舉動を頻發する傾向の如きを言ふのである。新體制には中核體があり、これが横に擴がりて、各種の包容體がある、又縦に連りて、上部組織もあれば下部組織もある。それぞれの段階、それぞれの断面に、指導者が配置せられ、それが一有機體となりて動くといふのである。然らばこの指導者の心懸が第一である。若し指導者を誤らば、徒らに事を滋くして、屋上屋を架するの結果に終るやも知れない。

然るに國民の中には、これを以て「全體主義」と呼稱するものがある。然かもそれは、西歐の全體主義と、同一の意味を以てかく稱して居るのである。隨

て日本も全體主義になつたと豪語して居る。私はこれは、我國體に對して無理解であると思ふ。何となれば、若し假りに全體主義といふ言を以て現はすとせば我國は肇國以來の全體主義であり、國柄が全體主義なのである。決して、今更に全體主義になつたのではない。然のみならず、日本の全體主義は、西歐の全體主義とは、本質が全然異つて居るからである。今少しく其の本由を敘述せん。假りに名は全體主義として、考察する。抑も「日本の全體」とは、皇祖宗を始め、萬世一系の天皇を稱し奉るより外はない。其の他に我國に於て、全體なるものは存在しない。之を國家といふ側から説明すれば、我等日本國民に取つては、「全體」といふは、天皇即ち國家たるところの、此の國家である。其の國家の維持發展が、我等國民の目的、及び生活である。そして各個人各階層は、天皇即ち國家の「全體の一部」である。故に全體の國家の目的及び生活

の爲めには、個人を投げ棄て、奉仕し、而して個人は、國家の維持發展の大目的の中に、それ自身の生命を見出すのである。これが我等の祖先以來の精神である。我々はそれ以外に全體なるものを知らないのである。

然るに古來、「全體」を現はすものとして、「公」といふ字が用ひられて居る場合がある。例へば孔子にありては「大道の行はるゝや天下公の爲めなり」といふが如き公がある。或は近頃に於ける土地公有の如き公がある。斯くの如き「公」は果して何を意義するのであるか。これも亦全體主義の全體と、同じ意味に解釋せられて居るかの如くである。勿論斯くの如きは、多くは文字の使用例に依るのであるから、深く咎むべきでない場合もあるが、それに拘らず、問題は其の間に生じて來て居るのである。故にかかる點には深く留意する必要がある。思ふに「全體主義」は「方法」の主義でありて、「目的」に關せざるものと

解せられるのである。即ち全體が何を意味するかは之を別に定めるものとして考ふる場合、「全體主義」は其の奉仕する目的の如何に關せずして、これを用ひ得るのである。故に「蘇聯邦」に在つては、共産主義に奉仕する全體主義であり、獨逸に在つては、國家社會主義に奉仕する全體主義である。随つてその何れもが、同じく全體主義と言へるのである。然し又他面より言へば、ナチス獨逸に於ては、其の全體主義は、ソ聯邦の全體主義とは、全然本質を異にして、同一視すべからざるものとして居る。此の建前から見れば「全體主義」は、「方法の主義」に非ずして、「目的の主義」なりと言はざるを得ない。故に以上の如き「方法論」から、全體主義の名が出たとすれば、我國を以て全體主義國家とも言へぬことはないが、之に反して「目的論」から、全體主義の名が出たとすれば、我國に於ては、全體主義と言ふことは、其だ妥當を缺いて居る。又我國

の本質を言ひ盡くせぬ嫌がある。

ナチス獨逸の全體主義は、「個對全」の關係に於て、個は全の爲めに奉仕するといふのが、「全體主義」のモットーであり、この新平等思想たる全體主義が、社會主義、共産主義等に對する最重要の運営手段である。「新平等思想たる全體主義」は、「主義の爲に、滅私、忠誠、獻身」の熱意と鐵力とを以て、其の主義が實現せられ、其の理想たる無上權力が、世界に擴張せらるゝとするのが、ナチス獨逸の全體主義運営の方針である。此くの如き力強き行き方に依て、今や全體主義國家は、世界再建を企てつゝあるのである。然るに元來、全の爲めに個を抛つて奉仕するといふ近ごろの「個對全」の思想は、「コミンテルン」の戰術に胚胎したものではなからうか。其の主義に忠にして、主義の爲めには身命を捨てるも厭はぬ、といふ思想が發展して、全體主義の思想となり、「個對

全」の理論となつたものではあるまいか。現在に於ても、蘇聯に於ては、此の思想は多く行はれて居るが、然かもそれが漸次角度を轉換して、今日では共産國家の帝國主義に使はれて居ることは、何人でも認めるところである。だから蘇聯に於ける全體主義の戦術は、目的の主義ではなくて、方法の主義である。即ち共産主義であらうが、共産的帝國主義であらうが、要するに目的實現の爲め的手段方法が、全體主義となつて居る。然るにナチス獨逸に於ては、其の立場が國家社會主義であり、又其の目的が民族國家建設であり、終始民族全體の向上發展が指標であるのだから、獨逸の全體主義は、目的に名づけた主義であると言へる。然らば蘇聯の意味する全體と、ナチ獨逸の意味する全體とは、同じ全體でも、その全體は同一のものではないと、結論するのが妥當であらう。たゞ、獨逸が平等思想を以て風靡する西洋の世界に於て、民主々義國家の殻

を蹴破りて、全體主義國家を創設したことは、二十世紀に於ける歴史的な一大事實で、これは「ヒットラー」の不拔の卓見である。

茲に私が特に言ひたいのは、「方法」としての全體主義は、今度の日本の新體制に於ても、之を用ひて差支なしといふことである。何となれば、全體主義の方法は、二十世紀に於ける國民總力の最大武器であるからである。勿論之を我日本に行ふに當つては、國情國風に適合すべき改良も創見も必要である。然しながら「目的」としての全體主義は、之を用ひてはならない。何となれば共産主義は言ふまでもなく、集産主義にせよ、「サンヂカリズム」にせよ、國家社會主義にせよ、凡ての社會主義は、現情は然らざるものも、結局は共産社會を理想とするところに、進み入るべき階梯であるからである。言ふまでもなく、我國の新體制は社會主義ではない。之とは全く反對の日本主義であらねばならな

い。故に假りに獨逸に例を取れば、所謂講壇社會主義と、一派のものから冷笑せられるところの、社會主義に非ざる「社會改良政策」に、その道程を取るべきである。而してナチス獨逸も、果して國家社會主義か、社會改良政策主義か、その何れを取つて居るのか、見ようによつては何れともなる。眞實のところは、私も之を斷言することは出来ない。勿論「ナチス」と名乗る點から見れば、かかる事は明白にして論議の餘地はないのであるが、實際政治は決して理論の通りに進むものではあり得ないのである。故に「方法」としての全體主義は取るべし、「目的」としての全體主義は取るべからず。我日本に於ては、其の進むべき道は、肇國以來、明々白々に一定不動である。その事は本章の前段に敘述した如くである。

支那の孫文の「三民主義」も、またナチス獨逸と同じく、全體主義であり、

一黨政治であり、共和國家である。而して三民主義の中の「民生主義」は、社會改良政策に非ずんば、國家社會主義である。然かも「三民主義」が問題となるのは、唯此の民生主義に於ける兩者の別、何れに在るやといふ點であり、其の故に多くの論議が在るのである。私もこゝに意見を有して居るのだが、それは別の機會に譲る。「ナチス」と「三民主義」とは、共に民族的國家の建設を志し、又同じく外に對して、不平等條約の破毀を絶叫して居る。ナチスと三民主義とは、此の點に於て符節を合して居る。而して又獨逸と支那とは、兩者共に蘇聯の隣國であり、共に蘇聯と嘗つては手を携へ、或は現に手を携へつゝある國である。蘇聯は、その得意の全體主義の戰術を以て、自から多く手を下さずして、右に於て失ひたるところを、左に於て得んとしつゝあるが如く觀ぜられる。要するに全體主義は「方法」としては見逃すべからざるものである。故に

我國としても、高度國防國家建設の爲め、國家總力戰の爲め、それは必須缺くべからざるものである。

今日、我國に於て、「全體主義」なる言が、かなり廣く用ひられて居る。それは如上の如く、「目的」に即して用ひられて居るのでなく、「方法」に就て用ひられて居るのであれば差支ない。たゞ國民の一部には、目的も手段も混同して、はつきりした認識がなく、漫然「全體主義」を濫稱し、西洋や支那の全體主義と同一視するやうな傾向があるのは、甚だ遺憾である。獨逸の全體主義は、國體國情の上に於て、それで善いのである。我日本では、「全體主義」とは、目的を含めて言へば「天皇中心主義」である。然し我々に於ては、古往今來、目的は萬世不變であるから、目的を含めて、全體主義といふ必要はない。我々の意志行動は、縦に、生れるより死するまで、横に、一から百まで、確定して居て、

それを逸脱することが無いのである。故に各國の國民と違つて、我々の目的行動を何々主義と擧げて言ふべきものではないと思ふ。然し強ひて主義を強調する必要ありとせば、「目的」からは「天皇中心主義」と言ふべく、「方法」からは總力體制でも、總動員制でも、新政治體制でも善い。若し「目的も方法も」一括しての標語とするなら、「絶対主義」が寧ろ可なるべきか。

思ふに我國の將來は、容易ならざる重大局面に、直而すべきを想到させる。之に對しては、日本國民は先人未到大覺悟がなくてはならぬ。國民は此の重點に對する認識を深刻にし、指導者も被指導者も、共に共に「萬民平等」を得し、儼然として發展日本の實體を創成しなければならぬ。而してこれを爲し得るの原動力は、唯偏へに人心の歸嚮である。



## 第九章 現下の三大問題と新體制

### 高度國防—東亞指導原理—臣道實踐

新體制に對する私の意見は、本篇各章に於ける發展日本の原理的研究を叙述するの傍ら、略々其の一斑を述べた。更に私は本章に於て、現下の日本に於てあらゆる政策を進めるに當り、其の根本基調たる内外の三大要項に就て、私の見解を披瀝したいと思ふ。三大要項とは、内に在ては、高度國防國家の完成が基本國策であり、外に在ては、大東亞共榮圈の建設が樞軸政策である。而して此の内外の重大國策を完遂する爲には、思想國策確立の急務がある。私は今之を叙するに當り、一々の具體論に入るのではない。政治、經濟、凡ての樞軸た

る思想上の立場より、これ等重大國策を取扱ふ政治の基調に就て論を進めたい。思ふに此の三大要項に對する政治の如何は、日本の消長興廢の分岐點である。故に爲政者、並に之を企畫指導する人々が、單なる指導者原理を以て、唯一の權威とせず、その價值判斷を慎重に廻らし、上意下達と共に、下意上達の根本工夫を爲すことが、第一要件である。

## 第一 高度國防國家の再認識

現在の日本に於て、第一に緊切な問題は、高度國防國家の體制である。世の權力的平等思想が、その抑へ切れぬ旺盛なる意欲を、世界の政治力の上に現はし、各國家或は各民族の利害消長の問題となりて、それが爲に、次々に捲き起

す世界の治亂興廢の現象に對應して、我國に於ては、速かに高度國防國家を形成し、國家の將來に備ふると共に、東亞共榮圈の維持に任ずることは、當面の急務である。元來高度國防國家といふことは、世界平和の最善の理想ではない。然しながら、世界の平和を以て任じたる國際聯盟が崩壊し、世界各國の軍備が、制約を破られた今日の時代に於ては、次善の理想として、高度國防國家の體制を取るより、平和に貢獻する道はないのである。然らば高度國防國家は、此の現在の國際情勢に對應する臨時的措置として見るべきであるか。否、否、私は世界を風靡する權力的平等思想が、其の權力の發動を禁遏して、日本の如き平和的平等思想に變身せざる限り、世界の風雲は永久に治らぬと思ふ。而してそれは、權力思想を根柢とする西洋的平等思想には殆んど絶望の事である。然かのみならず、私は、此の世界情勢に對應する對外的關係の理由以外に、日本の

高度國防それ自身に、思想的、倫理的、文化的の重大内容を具現せしめねばならぬと思ふ。即ち對外的關係の理由を離れても、高度國防國家に日本自體としての愛國精神を内含し、之を發揮せねばならぬと思ふ。茲に於て日本の高度國防國家は、此の内外の二大理由の下に、或る一定期間中の國策ではなく、我國の恒久的國策であると確定すべきものである。

果して然らば高度國防國家の組織は、今後、日本人の平常の國民生活とならねばならぬ。日本の國民は、高度國防國家の體制中に、經濟生活も、文化生活も行はれ、資本も労働も、教育も宗教も、一切の社會現象は凡て其の分野とならねばならぬ。隨て高度國防國家は軍事施設に限られ、我國の軍備のみを擴充強化するものと解釋する如きは、狹隘の見解である。一ふ迄もなく軍備施設の擴大は、直接肝要の事業であるが、國家の各機構がその分野となりて、有機的

に活動するものでなければ、直接の高度國防も完成は出來ず、又日本をして、眞の平和維持の高度國防國家の、實質あらしむることは出來ないのである。こゝに日本の政治が、在來の偷安姑息と、自我追及の舊殻を破りて、日本の平等思想（前各章に論述）に回頭し、決然として新運用を工夫し、建國の理想たる八紘一宇の發展的國策を建設し、國民に向て、懇ろに其の趨く所を知らしむる焦眉の急務があるのである。然るに現在に於ける實際政治は、たゞ狹義の國防たる軍事施設に要求せらるゝ所の、直接なる當面事を處理するに過ぎない。この故に現在では、國防國策が一時的施設のやうな感を國民に與へて居る。高度國防國家が恒久國策ならば、前述の如く經濟も産業も、一切の國民生活が、國家生活と緊密に一致し、國民が其の分擔する産業、經濟、文化等の各方面に、それぞれ手腕職足を伸ばし得るやうに爲し、そして其の希望に燃ゆる活潑なる努

力の下に、それぞれに生々發展する様に、機構運営を開拓せねばならぬのである。然らずんば、國民生活は、精神的にも實際的にも勇奮が起らず、進歩發達  
が沮止されて、退嬰萎縮に陥るのである。又政治には監督、制約、統制が必要  
である。然しながら、政治が消極的方面にのみ、其の政策と全能力とを發揮  
し、國民の受持つ各分野の、實際的運営の知識と經驗とに乏しく、又其の分野  
の人々に、積極的手段を揮はしむるの、度量と見識とに缺ければ、それが所謂  
官僚政治、監督政治となりて、國民の怨府となる。斯くて國民は漸次に倦怠の  
念を生じ、それが不安、不平、不満と化し、其の極は、而從腹背の自暴自棄的  
態度を醸成するの憂がある。現在の我國の政治は、こゝに大なる缺陷がある。  
故に今後に於ては、以上の如き發展的、積極的の規格を以て、之を政治の範疇  
に取り込めて、以て恒久なる高度國防國家を、完璧に進ましむる用意と準備と

をせねばならぬのである。

然るに最近、一部に於ては、高度國防國家の故を以て、各種産業施設の如き  
も、狭小なる溝渠に追ひ入れて、國民の活動を枯渴化し、又その日常生活も、  
成るべく單調化して、直接の當面生活に専かんとし、又教化、宗教、社會事業の  
如きも、國防には縁遠きものとして、之を敬遠せんとするの思想と傾向とが發  
生して居る。私はこれは高度國防國家を、臨時的國策とするの見解から出て居  
るものと思ふ。成る程臨時的のものならば、此の傾向の如くすることが效果的  
であらう。苟くも恒久的のものならば、此の如き方針を取ることは、反て高度  
國防國家の國策を誤るものと思ふ。何となれば、第一に、高度國防國家の進歩  
性、發展性を停頓せしめる。第二に、高度國防國家の倫理性、道義性を沮止せ  
しめる。第三に、高度國防國家の恆常性、持久性を弛緩せしめる。此の點に於

ては重大の考慮が必要である。然しながら、私が唱へるが如き高度國防國家の進程には、十分なる用意を持たねばならぬ。第一に、國民の劃切なる認識が焦眉の急務である、第二に、其の國民の認識を徹底せしむる理解ある指導が先決問題である、第三に、此の線に沿ふ強力なる政治が必須の條件である。但だ強力なる政治とは、獨裁的強壓の政治ではない。上意が能く下部に達し、下意が能く上部に達し、相疏通して下から盛り上る強力な政治を指すのである。斯くの如き政治の内容と、政治の運営とが行き渡る時、國民は本來具有せる國家意識に、強き刺戟を興へられて感奮興起し、おのづから克己、自制も行はれ、樂しんで國家の重大に赴く勇奮作興の態度が、實現するに至るであらう。約めて言へば、日本をして應時的軍國たらしめず、永久的高度國防國家の體制中に、奉國の理想を發揚せんことを期して己まないのである。

## 第二 大東亞新秩序の指導原理

日本が東亞新秩序を確立せんとするのは、東亞の現情に即應して、東亞に於ける經濟、文化の共存共榮を圖り、東亞の安定勢力を造りて、之を以て、世界の平和に貢獻せんとする意圖に外ならない。然るに英米等の民主主義國家は、之を以て日本の侵略進攻と斷じ、九國條約の舊觀念を以て、日本の建設事業を妨碍しつゝある。然かも英米兩國の間には、加奈陀、濠洲、新西蘭等の英自治領を加へて、太平洋プロットを建設して、我國に對抗せんと焦せるが如くである。此れは世界觀の相違から来る認識で、功利主義、權力主義の彼等の世界觀からは、日本の意圖が考へられぬのであらう。我等日本國民の世界觀はそんな

ものではない。我等の世界観は、皇祖の「治らす」の理想に發芽し、皇宗の「八紘爲宇」の精神に長養せられたる、人類共榮の道義世界の建設である。此の日本國民の自覺は、侵略や制覇などの權力思想の分野ではなく、民族共生の道義思想の分野である。たゞ事は機會なくして起り得ぬところの人類社會の制約に規せられ、支那事變並に國際情勢の政治的動向が、我が參與せる民族的自覺の、現實發動を促進したる次第である。

然らば東亞共榮圏を、安定し、維持し、發展し、共榮する、一貫の新秩序とは何であるか。東亞新秩序とは、經濟、外交、文化の共同利福を基礎とし、且つ之を以て世界の平和に貢獻すべき、東亞共存共榮の恒久法則である。其の共存を維持する爲に必要なならば、國防も亦之に参加すべきである。此くして有無を論じ、東亞の和平と慶福とを期するに在るが、素より侵略意圖を藏せぬから、

何等の排外思想を懐くものではない。而して經濟、外交、文化は、東亞新秩序の實體の部分的構成要素であるが、此等經濟、外交、文化をして、一體としての有機的活動を爲さしむる心臓は何であるか。言ひ換へれば東亞新秩序の指導原理は何であるか、これに依て東亞共榮圏の性格を知り、且つ又將來の運命が定まるのである。

抑々指導原理は、現實の生活現象に適合し、その生活が順調に生々發展すべき、最も自然的の法則でなくてはならぬ。恣まゝに英雄的新氣に驅られ共榮圏内の人類の、傳統と特性とを破壊するが如き政策は、一時の情伏はあつても、斷じて永久の大計ではない。此の真理に基て、我等が東亞共榮圏に建立すべき新秩序の指導原理は、決して新奇を求むる要はない。共榮圏の人類が、古き祖先より傳統せる「東洋思想」こそ、最も適切にして、何人にも肯定せらるべき

ものである。それは平生、彼等の間に力強く動いて居ないでも、必ず潜在意識として存在する。新秩序の指導原理は、その潜在意識を開発啓導して、彼等の本元に到達せしめ、更に之を時代の進運に照らして、長養せしむるにある。

「東洋思想」と一概に言つても、儒教思想もあり、佛教思想もあり、また印度本来の思想、支那本然の思想もあり、更に回教の思想等もある。浩瀚にして容易に論じ盡くせぬが、概して言へば、印度思想に屬するものは、幽玄深遠であるが、一面冥想的にして、且つ詭観的を以て知られて居り、直ちに取て現代に用ひ難い。又支那思想に屬するものは、本義に於ては、道義的、人倫的であるが、實踐方面に於ては、唯物的、個人的に現はれ、政治方面に於ては、民本的、虚無的に現はれて居る。隨てこれも亦直ちに用ひ難い。唯本篇第四章、第五章に於て叙述した如く、「東洋本然の純正思想」こそ、直に取て東亞新秩序の指導

原理と爲すべきものである。特に一言を附加するが、「佛教思想」は日本に於て錯植され、發達したものは、佛教の原始思想に人生的現實思想を加へ、所謂大乘佛教として、現實世界に原理的並に實際的指針を與へて居る。又「儒教思想」も、日本に於て特殊の發達を遂げ、其の個人主義的思想から脱化して居る。共に日本の國體思想と緊密なる結び着きを爲し、全く日本化して、日本の佛教、日本の儒教として、中古以來我國の文化を創造し、維持し、進歩せしめたものである。而して此の兩思想とも、東洋本然の純正思想を基脚として其の上に構成せられ、哲理的にも、實踐的にも、偉大なる發達をした思想である。故に此等「日本の佛教思想」「日本の儒教思想」を以て、私が以後に述べるところの「東洋本然の純正思想」を具體化して、且つ東亞共榮圏の各地それぞれに適應せしめ、指導誘掖することが、實際的方策として考慮すべきことである。

「東洋本然の純正思想」とは、「天地化育、萬物生成」の思想である。東洋の各國では之を紹述して、或は高遠の思想となり、或は現實の思想となつたのであるが、何れも其の國の興亡盛衰に累せられて、或は其の發達普及を妨げられ、或は歪曲宣傳せられた。唯獨り我日本に於てのみ、眞つ直ぐに發達し、鐘粹結實したのである。此の思想こそは實に我帝國の來源で、皇祖の高遠の理想となり、又それを繼紹して、皇宗の建國精神となつたのである。降て外來の東洋思想たる「儒教思想」及び「佛教思想」と渾然融會して、今日の日本思想を玉成したのである。思ふに「天地化育、萬物生成」は、平等思想であり、萬物生々發展の思想であり、人類本具の思想である。翻れば太古原始の思想であるが、降れば近世文明の根本思想でもある。恐らく此の「東洋本然の純正思想」は、古今を通貫する萬代不變の金針であらう。これを鐘粹した日本思想は、克く國

民・生・活の管・制の指・標となり、これに依て人類存在の意義を完遂すべく、現に管運行しつゝあるのである。而して又此の「日本の平等思想」は、西洋流の權力思想と、唯物利己思想とを制約調整し、内容的、精神的に發達した平等思想だから、諷刺的態度、虛無的態度を清算して、人生社會に於ける忠實なる現實發展力となつたのである。要するに、純東洋思想は日本思想である、と斷言して誤りないのである。斯くの如き思想に、東亞新秩序の指導原理を措かずして、他に何の原理を求め得るであらうか。

思ふに東亞新秩序の完遂は、天の峻嚴と、地の愛育と、相俟つて始めて實現すべきことは、遠く東洋本來の思想が教めるところである。隨つて此の新秩序を維持する爲には、軍の協力が必要となる所以である。實にこゝに至つて「日本思想」が、世界思想征服の巨歩を踏み出すのであり、それが世界平和の指針



なのである。

私は此の場合、特に注意を喚起せねばならぬことがある。抑も東亞共榮圏の民族の中にも、古くから「形式的平等思想」を有つものがある。それは支那には、往古から民本思想が存在した。儒教に於ける政治的言説は、概ね是れである——孔子孟子等の教は聖賢の道で、素より尊重するのである、但だ其の政治的言説の思想は、往々我國に取つては適合せぬ部分があると言ふのである——而して民間に於ける民本思想が、天意を現はして、易朝接替を行はしめて居る。然し、此の思想は、直接には權力と結び着いて居ない。随つて權力を争はうとはしない。即ち「争はざる平等思想」である。或は無政府主義若しくは虚無主義に近いものである。だから孫文も「三民主義」の中に於てこれを切言して居る。曰く、「支那に於て民族精神が失はれたのは、民間に王道思想があつたから

だ、それだから遂に亡國の狀を呈したのだ」と。王道思想といふも、民本思想といふも、畢竟は同じことである。共に民を本とする政治である。此の思想は道義的には善い、又治者の思想としては善い思想である。然し、國家経略から見ると、民間に斯かる思想が根柢的に存在し、民人がこの思想の立場に立つて、常に治者に要求するところあるは、賛成し難い。古くは書經から出て居る「天視は我が民視に自ひ、天聽は我が民聽に自よ」といふが如きは、民の聲が天意であるとする思想である。孫文は此の文句を、好んで三民主義中の民權主義、民生主義に用ひて居る。此くの如き嚴肅なる道義批判は、最善の道徳ではあるが、民人がこれを政治に濫用するに至つては、其の弊測るべからざるものがある。故に秦の始皇は焚書坑儒を行ひ、又支那には之を壓抑する爲の官權的勢力が、苛烈に蔓つたのである。その餘弊が官尊民卑の慣習となり、事大思想の淵

漫となつたのである。此くの如く支那には、古來高踏的平等思想が存在して居た上に、新來の「權力的平等思想」が輸入せられたから、燎原の火の如く忽ち革命思想が傳播し、共和國が出現したのである。敢て支那には限らず、東亞共榮圈中に、かくの如き思想が、形を變へずして發育することは——政體の問題は別として——我が東亞共榮の爲に、決して喜ぶべきことではない。さればとて、此の思想を政治の強權を以て支配することは、爲すべき道ではなく、又行つて効果を見るべきものではない。こゝに前述の東亞新秩序の思想的指導原理が必要なる所以で、彼等に内蔵せる根元的の東洋道義思想を啓發し、その東洋道義思想の結實たる日本思想を以て、之を長養することが、唯一の道である。而して經濟、文化の新秩序、東亞共榮の新政策は、此の指導原理の上に立つて、企畫遂行せられねばならぬのである。

殊に我々が目指す大東亞共榮圈は、其の民族の宗教から見て皆佛教國である。幾千年の長き、國家の興亡、民族の離合に依て、盛衰消長があり、又回教、印度教、道教、及び基督教等を混入するも、生民の多數は佛教に依て其の信仰を繋ぎ、人情、風俗、習慣、凡て佛教に養はれて、之を今日に持續するもの、甚だ少くないのである。然かも其の佛教は南方佛教——支那、滿洲、等は大乘佛教あり——で、未だ發達完成せる佛教ではない。故に東洋本來思想を發展生成せる日本佛教を通じて、東亞思想の交流を圖することは、東亞共榮の精神から見て、最も自然で、最も適合する所以であらう。而してこゝに自から八紘一宇の日本の大理想が、東亞民族の上に共感共鳴する道が拓けるであらう。蓋し日本佛教は、日本思想の上に立ち、日本の文化と共調し、日本の文化を發達せしめた國家佛教であるからである。是れ東亞民族を指導する政治の考ふる道では

あるまいか。

東亞新秩序を行ふに當つては、對外關係の問題は當面の急務であるが、同時に東亞共榮團の對内關係に、深大の關心を拂ふことが百年の長計である。須らく其の研究と準備とに考慮を費されんことを、爲政者に告ぐる次第である。

### 第三 臣道實踐の要諦

世界は今現に民主々義國家群と、全體主義國家群の闘争となりて、歐洲戦争を展開した。これは勿論、各國家の政治活動の、最も激化した動的状態であるが、此の動的状態に至らしめた原因を探究すれば、そこには國際關係の勢力の不平均もあり、民族の生存發展の問題もあり、各種の事情が纏綿錯綜して居る

が、其の一切の現象事情を喚び起した源泉は、彼等民族の有する思想の靜的狀態である。それは如何なるものか。一言にして順せば、「權力思想」である。長き歐羅巴の歴史は、之を思想的に考察せば、權力闘争の歴史である。その西洋民族固有の權力思想が、個性の解放に連絡したのが「民主々義平等思想」であり、その權力思想が「個對全」の形式を辿つて、國家思想に連繋したのが「全體主義平等思想」である。故に此の舊新の平等思想は、共に權力思想である。その權力思想が靜的狀態を保ちつゝある間は、國際間の平和を維持し、或は國際の紛糾折衝の形となりて現はれるが、其の權力思想が正面衝突した場合には火を發して動的状態となり、戦争となるのである。要するに、國際間に於ける凡ての現象も、思想が根本である。然らば世界の情勢が、此の如く逼迫するに當り、我國に於ては、一層思想國策の緊要なるを認識し、あらゆる研究検討を

重ねて、盛國の根本思想を究明し、之を一億國民に徹底せしめ、一人々々の我物として、之を一貫する緊密なる紐帶を作ることが要諦である。

歐洲動亂は、其の結末の早きと晩きとに拘らず、恐らく世界の將來に長き波紋を描くであらう。此等の事態が、我日本の現在及び將來に、直接間接の關係を及ぼすことは察知せられる。而してそれが如何なる形に於て、關係を及ぼし來るとしても、結局は「民主々義思想」と「全體主義思想」との争であることは間違ひない。此の秋に當りて我國は、之に對應する準備が必要である。外交、軍事に關する點は、茲に意見の發表を差控るが、それ等は臨機應變、如何なる方法を取るにしても、思想國策に就ては、永久不動の國策に依て一路邁進すべきである。而してそれが又何よりも先決問題である。

思想國策とは何ぞや。之を大綱から言へば、民主々義國家に於ては「民主々

義」の普及が、其の思想國策であり、全體主義國家に於ては「全體主義」の徹底が、其の思想國策である。民主々義とか全體主義とかは、其の思想を言ひ現はした標名である。然らば我日本の思想國策は何であるか。勿論英米の如き民主々義ではない、更にまた獨逸の全體主義とは異なるのである（本館第七章、第八章に詳述）。日本の思想國策は「日本主義」である。言ひ換へれば「日本的平等思想」である。我々は、此の日本の國體を其儘反映する「日本主義」——「日本的平等思想」に、純一に感奮興起するのである。前章との重複を厭はず、一言説明を加ふれば、凡そ世界各國の平等思想は、深く權力思想と結び、飽くまでも形式的に權力の平等を求め、其の獲得に究極なき思想で、それが又此の思想の發展の徑路である。然るに我國に發達したる平等思想は、之と全く根柢を異にし、又發展の徑路を異にして居る。「日本に發達した平等思想」は、能く國

體に同化調和し、權力平等と言ふが如き形式的平等ではなく、萬民悉くが各々其所を得て、其の分擔せる職分は、即ち國家の職分なりとの思想を以て奉公し精神的、内包的に平等を求むる思想である。其の内容及び發達は、本篇第五章並に第七章に於て論述した通りである。言を換へれば「一君萬民、臣民翼贊」の思想である。更に言を換へれば、日本的全體主義——絕對主義——である。此の日本的平等思想を、國民に深く認識せしめ、體驗せしめることが、凡ての國策の根本である。國家を護ることも、此の思想國策なれば、國運を發展せしむることも、亦此の思想國策である。而して日本思想は、たゞにそれが原理、理念の範圍だけではない、體得體驗、實踐躬行、が思想そのもの、内に含まれて、日本思想なるものを構成して居るのである。日本に於て、思想國策の、特に重要なものは、此の體得實踐の構成要素を度外輕視しては、立國の基本が無意

義になるからである。日本に於ける臣道とは、即ち是れである。

然るに思想國策は、無形の事業であり、政治や經濟の如く華やかでなく、又其の效果も有形事業の如く、端的には現はれないから、世上概ね之を閉却し、不念の事業の如く取扱ふ傾向がある。焉んぞ知らん、思想は政治の運営に重要な關係があり、國際間の葛藤にも、偉大の原動力を爲すのである。現に我國が經濟機構の改革を爲さんとするにも、先づ個人主義思想に立脚する利潤追及の習慣を改めて、「日本的平等思想」に據る共存共榮主義を、取ることより始めねばならぬのである。殊に日本の國體に於ては、國體に即する思想が、何ものよりも中心であり重點である。之を閉却しては何事も成就しない。故に私は此の際、思想國策を徹底して、之を國民の各階層に體得實踐せしめねば、國運の隆興は期せられないと思ふ。忠誠なる國民は、世界的思想爭奪戦が、いかに激し

く我國に押し寄せ來るとも、祖宗傳統の道を履んで、最後の選擇を誤らぬことを信するが、そこには先覺者の指導が喫緊の要務である。古往今來、多くの外來思想が、我國に輸入せられた時は、いつも識見の秀でた指導者があつて、凡ての思想を日本化したのである。近頃の爲政者は必ずしも思想の指導者とは言へぬが、それでは眞の意義の政治ではない。爲政者、並に新體制の要部の人々が、更に思想に對する關心を深め、現在の如き世界的思潮の感亂時代に當面して、能く時潮の検討を審かにし、世界の趨向を明察し、「日本の平等思想」を強調して、國民の嚮導に當らんことを要する次第である。

私は今「臣道實踐の要諦」の一項を終らんとするに際し、特に一言を加ふべきことがある。新體制は大政翼賛の臣道を、高く標示して居るが、抑々我國の文獻上、明かに臣道の文字を示したるは、今より千三百年前、推古天皇の攝政

皇太子たりし聖德太子の制定せられし、十七憲法に始まる。

十五に曰く、私に背きて公に向ふは、是れ臣の道なり。凡そ人、私あれば必ず恨みあり、憾みあれば必ず同ぜず、同ぜざれば、則ち私を以て公を妨ぐ。憾起れば則ち制に違ひ、法を害ふ。故に初章に云く、上下和諧と、其れ亦是の情なるか。

と。理義明快、千古を一貫する條章である。言簡なりと雖、我國臣道の要旨は之に盡きる。「私に背きて公に向ふは是れ臣の道なり」、簡潔樸直、臣民の本分を説て、日本精神の躍如たるを見るのである。

此の背私向公はどこから來るか。同じく十七憲法に

三に曰く、詔を承けては必ず謹め。君は則ち之を天とし、臣は則ち之を地とす。天は覆ひ地は載せ、四時順行し、萬氣通ずることを得。地、天

を覆はんと欲すれば、即ち壞るゝことを致さんのみ。是れを以て、君は言ひ、臣は承け、上行ひ、下靡く。故に詔を承けては必ず慎め、謹ますんば自から敗れん。

とある。いかにも力強い言である。是れ 天皇神聖權の宣言で、日本の國體は肇國に決定し、萬代に不朽であるが、文獻上、國體の明徴は、この聖德太子の憲法を以て最初とするのである。即ち詔は 天皇の御言葉であり、御言葉は御意志の御發表であり、此の 天皇の御意志に依て、國政が行はれる。故に詔に對する絶対服従は、天皇の御意志の完全なる實現で、これが 天皇政治の本體である。日本の政治は單なる法律政治でなく、また道義政治であるが、其の根本はこゝから出るのである。洵に 天皇は、政治の根源たると共に、道德の根源である。私が日本に於て「全體」といふのは、 天皇陛下で、その他には全

のではない、と唱へるのは此の意義である。若し新體制を圍む人々の中で、此の絶対神威の理義に徹せず、「ヒットラア」や、「ムツリニ」の輩に徹はんとするものありとせば、日本の臣道を踏み外した徒である。「詔を承けては必ず謹め」、凛として千秋に響く。國民は肅然として襟を正し、その實踐の足らざるに、畏れて懼れねばならない。

大政翼賛の臣道とは、文獻上でも、此の聖德太子の十七憲法に見出されるのだが、君臣の大義名分に於ても、こゝに明徴されて居る。新體制の人々は、先づ此の精神に實參して、深くこれを體得し、これに離れたる政治は、絶対に行つてはならないと思ふ。

## 第十章 議會制度と新體制

並に教育、宗教、改革の問題

### 第一 議會の翼賛體制に就て

新體制に對する意見としては、尙幾多の案件がある。然し本篇は、思想的考察を主とするが故に、之を省略する。唯こゝには極めて簡単に、議會に關する論議に就て一言することとする。



先づ議會を翼賛體制にすると言はれて居るが、日本の議會は、開設以來、臣民翼賛體制である。將來と雖、議會あらん限り翼賛體制でなければならぬ。世には執權議會などといふ一部の議論があるが、それは獨斷である。日本の議會は、素より英國の議會の如きとは、根本的に、成立及び性質を異にして居る。英國では政黨内閣は、必然の約束であるが、日本に於ては、政黨内閣は必然的のものではない。即ち性質上の問題ではなく、事情上の問題である。而して政黨内閣が善いか悪いかは、大に問題の岐るところだが、それは、其の時代の民心の趨向の反映で、その人心の趨向を観察して、之を奏請した輔弼の責任に歸すべきものである。勿論政黨全盛時代に、政黨が其の勢を馴致したのであるが、その時代に於ては、上下之を當然の措置とし、朝野之に反對の態度を取らず、寧ろ之を迎ふるの風があつた。若し政黨内閣は執權議會となるとの斷案が

下されたら、或は斷案たらずとも、此の如き杞憂ありたらば、之は憲法上の重大問題であるから、輿論は強硬な反對を呈したに相違ない。然しそれは、其の時代には、議會に權勢があり、政黨に勢力があつたから、輿論を左右したのだと言ふ論があるなれば、それは餘りに民意を無視した獨斷論である。而して又若し論者の言ふ如きことありとせば、輔弼の責任にある者は、斷然之を沮止したに相違ない。故に過去の政黨内閣を追及して、日本の議會を執權議會とすることは當らない。若し此の獨斷論を強調するならば、新體制の考へ方にも、幾多の批判が起る杞憂がある。

又政黨内閣時代の議會は、公平に觀察して、濶達にして因はれざる討議が行はれ、國民の輿論も活潑に反映されて、立法審議の責任を竭くした。然し其の一面には、多數黨少數黨の黨争が底止するところを知らず、堂々たる言論の公

争は、寧ろ迎ふべしとするも、其の軋轉の感情が、審議の上に遺憾の點を招來し、且つ多數黨少數黨共に、自己檢討の風を吹きたるは事實である。此くの如き事は、議會の品位に關し、世の批評を招いたが、これは政黨全盛の餘弊であつて、決して議會の本質上の問題ではない。弊害を算へれば、行政部にも非常に多い。弊害は斷然拂拭せねばならぬが、その弊害は本質を插がすやうな弊害ではない。然るに弊害のみを取り上げて、憲法に根據を有する議會の權限を、縮小せんとするが如き議論あるは、甚だ妥當を缺くもので、其の議論の目的が那邊に在るやを知るに苦しむのである。

日本の國民は、今日までの議會が、日本の國運を拓開し、國民の生活を向上し、その没すべからざる偉大の功績は能く銘記して居る。又立法院たる議會が、行政府を監督するの抱負を有したことも事實だが、これは議會が、行政の政績

を監視する職責があるからであり、且つ又議會が内閣を其の下位に置て、内閣を牽制せんとしたのではなく、内閣が議會の公約を嚴守せず、事を恣にせんとする傾向ありたること、議會の彈劾を怖れて、責任を踏晦せんとする通弊ありたることから起つたのである。過去の相當長き時に於ては、事實これに依て、國政が緊張したこともある。言ふまでもなく、議會は、其の審議が圓滿協調の間に行はれ、議會と政府が、無私公平、手を執り合つて國政の運営に當ること、最も希望するところである。今後の議會は斷然舊套を脱して、幾多の事象を刷新改善すべきは當然であるが、行政府も亦從來の弊費より洗はれねばならぬ。要するに、立法院行政府の間に、何等の凝滯なく、日本の國體思想に還元すれば問題はない。唯議會は多數決主義を取ることは、憲法の命するところであり、之れを變更することは、憲法を改正せざれば出来ぬことである。議會の

翼賛とは、各議員が國家的見地に立つての研究と所信とを、腹藏なく披瀝し、慎重の審議を和衷協同の裡に竭くすの謂であつて、此れを竭くさざれば臣民翼賛の任に背くのである。政府と議會とが、毎議會の開院式に賜はる勅語を體得すれば、此間の疑義は立地に解消して、議會翼賛の任務は全うせられるのである。

議會の構成要素を向上することは、有要の急務である。随つて選舉法に根本的改正を施し、國家的人材を擧ぐるに努むることには賛成である。議員の定數、開票制度、選舉の公營、選舉法違反の罰則、それぞれ改善を加ふる必要があらう。殊に選舉區制を改めて、大選區制にすることは、私は大いに可なりと思ふ。ただ候補者の公認を、有力なる一會一黨の專權に委し、或は行政府が介在して、彼此することは、議會の性質に鑑みて、大いに考慮すべき一事である。

動もすれば事は憲法の精神に抵觸するの疑義を生ぜんかを恐るゝのである。尙ほ議會と、大政翼賛會の中央協力會議との關係に就ては、多少の疑義がある。但し議會は憲法に基く權限を有し、且つ立法に關する國務大臣の輔弼に就て、其の正當なりや否やを審議し、決議する責任を有するが、中央協力會議は憲法上は勿論、法律上何等の根據もない。隨て法律上決議の機關でもない。然しそれなれば何の爲に之を設くるや。一言にして蔽へば、上意下達、下意上達

の機關であるが、果して其の所期の目的を達し得るや否やは、大なる懸案である。要するに其の運用の如何に在る。それ次第で、却て實際に憲法上の議會の權限に觸れるべく、或は又無用の長物ともなるべく、たゞ儘かに之を運用する人々の至誠と理解と、其の機關を構成する人的要素とに依て、圓滿の適用が出來て、其の效果の擧ぐることが期待される。

## 第二 教育と宗教の改革に就て

教育と宗教とは、國民の思想上の問題であるから、特に此に取り上げて、私の見解を一言する。之に就ての細論は、近く別の機會に譲ることゝしたい。

教育と宗教とは、國家の將來に重大の關係がある。殊に未曾有の危局を克服して、世界新秩序確立の偉大なる事業に躍起したる現代の我日本に取て、其の凡ての原動力たるものは、教育と宗教とである。然るに世上却て之を閑却し、政治、經濟に携はる人々も、之に對する關心は甚だ少い。是れ教育宗教が、國家社會の有形的、物質的方面に、直接でなき故であらうが、これ恰かも製鐵の國家樞要の事業たるに、多大の關心を有らながら、熔鑪爐の作用の、いかに缺

く可らざるかに氣づかぬと同じである。殊に宗教に至ては、個人の私事として之を見、國家は其の監督以外には、沒交渉の如き觀を呈して居る。これは日本の現在の宗教界が、その作用を濫漚せしめて居る故でもあるが、將來は之を復活する必要があると思ふ。

維新以來、我國では西歐の或る國々の制度に倣うて、政教分離制度を採り、政治と宗教とは全然分離され、又政治と教育に於ても截然分たれて居る。公平に觀察して、これが果して理想的最善の制度であらうか。私は決して、今日に於て祭政一致制度に復元せよと言ふのではない。然かしながら教育と政治とは、離るべからざる關係を持たず非ざれば、臣民翼賛の政治を徹底することは不可能である。教育、政治、相互に交渉して、教育の成果と精神とを政治に入れ、政治の要道を教育に理解せしめることが必要である。尤も從來の如き、

政黨政治の政權爭奪の如き弊害の部面が、教育國內に進入して、其の直接間接の影響を受くることは、教育に取て甚だ深ばざることであり、又之と同様に、官僚政治の獨善專行、官尊民卑の如き一部面の通弊が、青年子弟の心裡に刺戟を與へることは、教育に取て亦避けねばならぬ。此の故に、政治の長所をも、併せて棄て去るに至つたのであらう。又宗教は宗我の執着に没頭して、教祖立教の精神に遠ざかり、且つ多數の宗教者が氣魄を缺いて、官憲權門に阿附し、辛うじて其の維持を全うせんとする無氣力の態度が、政治界にも教育界にも聞却せられた事情である。唯これが爲めに教育の純正本義が、政治に徹底せず、宗教精神の長所が、政治に反映せざることとなりて、政治は哲學的思索を缺き、科學的根據を失ひ、宗教的信念を疎んじ、全く無味乾燥の形而下の勢力爭奪場と化し、政治の價値を低落せしめたことは、洵に國家の爲めに憂慮措かざる所

である。故に爲政者は、今後、政治と教育との根本を一元化し、教育の分業に於ての成果を、政治の要素に取り入れ、大政翼贊の巨道たる政治の大本を、教育の要素に運び、制度の問題は別として、其の内容に於て、相互に交錯獻替せねばならぬと思ふ。又宗教に至つては、教育と同様には取扱ひ得ざるも、國家經略の上から見て、其の教理、歴史、實力を検討して、適宜之を簡擇し、宗教の力に於て、臣民翼贊政治の機能の發揮に資せしめば、其の一般多數階級に及ぼす効果は尠少ならずと思ふ。

然らば教育界の現状は、此の儘で善いであらうか。教育の制度並びに内容の改善に至つては、夙に教育審議會に於て検討せられ、既に其の大概の成案を得たのである。勿論此れを以て、教育改善の多くを擧げ得るであらう。然しながら之は改善の域を一步も出て居らず、教育改革には遙かに途遠しである。眞に

國體の本義を體現し、大政翼賛の巨道を全うせんとするなら、現在の如き、功利主義、個人主義の情力に於ける教育では、不徹底である。私は學術を専攻し、國民的人格を造る爲には、寧ろ教育審議會成案よりも、より廣き分野を學徒に與へても善いと思ふ。それよりも教育者、青少年學徒、並に其の父兄が、共に教育をして、功利主義、個人主義發現の熔鑪爐たらしめんとする觀念を、根柢から清算せねば、教育の改革は成就せぬと感ずる。現在教育界の弊害の一切は、凡て此の一點に歸着する。それには教育者自身が、國家進運の爲に身を挺して故本塞源の計畫と意氣とを以て前進せねばならぬ。之に反して教育者が區々たる視野に囚はれて、自己關係の教育事業を金城鐵壁として、其の現状維持に汲々たる如き有様では、教育界に澁刺たる生氣は起らず、偉大なる人材も、功利主義の舊殼から隠れた新人物も、國家社會に送ることは困難であらう。

宗教界は、今や宗教改革を斷行すべき時に達した。宗教の分野に在る人々が、何れの知識と、如何なる階級との人なるやを熟視すれば、思ひ半ばに過るであらう。宗教の信條が、どれだけ現在の社會に徹し、宗教の權威が、どれだけ今日の民人に及び居るか、即ち以て宗教の、將來の世界に於ける運命を卜するに足るのである。徒らに僧侶牧師の頭を數へて、朝かに一日の安を偷むと雖、それは反て、いかに僧侶牧師が、現代社會に交渉薄きかを數ふるに足るべく、濫りに信徒、檀徒の多數に指を屈して、悲哀の樂觀に、姑息の年月を闊みすと雖、それは寧ろ多數の信徒が、國運の消長に、宗教的情熱の燃えざる證左として見らるゝのである。宗教界は今にして覺醒せざんば、結局不朽の經典と不磨の教義とか、へて、自滅の淵に沈むべき運命の道を辿つて居る。

然しながら、偉大なる宗教の教義は不滅である。之を國家社會に及ぼして、

其の進運に資すべき内容を具備する。近ごろ宗教界が、新體制の聲に驚て、外觀的調整に進み出したことは、夫れは宗教改革でも何でも無い。世の中の宗教界に要求する所は、今少し根本的のものであらう。然し私は佛教や基督教の教義に、何等の改造すべきものはないと思ふ。但だ其の教義を布行する上の幾多の行事に就ては、大に改造すべきものがあらう。私が宗教改革を爲すべしと唱ふる所以は、教義信仰の改造ではなくて、制度習慣の改造である。寺院の大廢合は其の第一である。僧侶教師の大淘汰は其の第二である。各宗派の思ひ切つての行事習慣の改善は其の第三である。由緒來歴以外の寺院の、壯麗宏大の建築を全廢することは其の第四である。管長を行政廳の管轄より離すこと、乃至管長制度の全廢は其の第五である。墓地を寺院より分離することは其の第六である。時代錯誤の法衣を全廢することは其の第七である。迷信怪祠の類を嚴禁す

ることは其の第八である。低調孟浪の説教を全廢することは其の第九である。各宗派の學事機關、宣教機關、事務機關を聯合、乃至統制することは其の第十である。擧げれば枚舉に遑がないが、少くとも以上の事だけを斷行せずんば、宗教は、國運の急發展に連比例して、自から滅び行くであらう。但だ事に緩急あり、序を迷うて決行すべきである。

序に一言するが、新體制になりてより以來、政府當局が徒らに教宗派の合同等に就て、頼りに勸告するの聲を聽く。これは少しく見當違ひの事であり、又無用のおせつかいである。宗派教派は信仰上の團體であつて、恣まに他より容喙すべきものではない。若し當局が之を強制するならば、憲法第二十八條の明文並に精神に背反することとなる。勿論命令や、強制ではないことは當然だが、勸告でも懇諭でも、政府の役人が、役所に招集して、役名の下に之を言へば、

今日の氣魄なき宗教家は、それが命令、強制のやうに響くのである。政治を行ふ者は此の邊を能く明察せねば政治にならない。又最近成立した宗教團體法の明文に依て、現在の教宗派は立派にその獨立存在を保障せられて居る。政府當局はそも／＼何の根據あり、又何の見る所ありて、此の如き無謀の舉を遂げんとするや。甚だ不審しき次第である。

又實際的問題から言ふも、數百年の歴史と、教義と、傳統とを有する教宗派が、左様に簡単に廢合の出来るものではない。又效果的問題から見るも、廢合して效果的のものもあり、今日の儘にして效果的のものもある。その廢合の結果を豫測せずして、恣きに當局役人の功名手柄の爲に、精神界にまで手を伸ばさんとするは、甚だ卑近浮薄の見解と態度とである。

又宗教家が、政府役人の一言に驚き、周章狼狽、右往左往する現在の状態は、

實に陋態を極めて居る。世の識者はかくの如き無氣力、無主權の宗教界の状態を見て、いよ／＼現在の宗教に、鼎の輕重を問ひつゝある。殊に驚く可きは、其の教義に手を入れて、政府に迎合せんとする宗派があり、其の本尊の移動を講じて、世上の妄論に阿附せんとする宗派がある。政府は此れを見て、却てその弊の利き過ぎに驚き居るの現状は、何たる無信仰、無節操、無批判の態度なるか。世の宗教家よ、汝の宗教は皇國の宗教たることに照顧せよ。又汝の祖師が、身を滅して君國に盡くしたる、源たる殉教精神に還元せよ。

然しながら、私は斷じて宗教界の現状維持を唱ふるものではない。私は前述の如く、宗教の、國家の爲に、殊に今日の時世に照應して、痛切なる必要を感じ、その改革を主張するものである。只無理解なる淺薄にして廢合、其他の態度が、甚だ時宜に適せざるを切言するものである。須らく、自發の精神を以て、



788  
263

第十章 新體制に對する要望

慎重なる考察と検討との下に、思ひ切つた改革を爲さんことを勧告する。  
私の言はんとするところは、尙多いのであるが、之を以て筆を擱くこととする。

昭和十五年十一月十五日印刷  
昭和十五年十一月二十日發行

發展日本の原理と新體制

定價 一圓

著者 安藤 正純

發行者 岩野 眞雄

東京市芝公園七丁目一〇

印刷所 堀内印刷所

印刷所 堀内文治郎

東京市神田區三橋町二ノ三三

東京市芝公園七丁目十番

發行所 大東出版社

東京市芝公園七丁目十番  
電話一〇九七七一番  
電話二〇三三九四四番

# 日本精神文獻叢書 全十七卷

日本精神を發生せしめた基本文獻を網羅し専門名家一々に註解す。眞にこれ現實の日本を産み出せる原動力。

編纂・註釋・解題  
 國學院大學長 河野省三  
 文部省大審判官 山口察常  
 文學博士 堀尾辨匡  
 文學博士 加藤晴堂

一 **聖德篇** 下上  
 加藤晴堂註解  
 二 現代運動學、現代思想、現代科學、現代藝術。

三 **國體篇** 四  
 日本書紀、河野省三註解  
 四 古事記、神代卷、十  
 五 中興記、神代卷、十  
 六 古事記、神代卷、十

七 **神道篇** 下上  
 河野省三註解  
 八 新編神代卷、三社正統、  
 九 神代卷、三社正統、  
 十 神代卷、三社正統、

九 **儒教篇** 下上  
 山口察常註解  
 十 孔子と、三徳抄、  
 十一 孟子、家範抄、  
 十二 朱子、大學小解、  
 十三 王陽明、學問答、  
 十四 正學、學問答、  
 十五 正學、學問答、

二 **佛教篇** 下上  
 堀尾辨匡註解  
 三 法華經、出家經目、  
 四 受戒經、文書、  
 五 阿彌陀經、  
 六 心經、  
 七 法苑珠林、  
 八 法苑珠林、  
 九 法苑珠林、  
 十 法苑珠林、

三 **士道篇** 下上  
 加藤晴堂註解  
 四 士道、士道要義、  
 五 武家、士道要義、  
 六 武家、士道要義、  
 七 武家、士道要義、  
 八 武家、士道要義、

三 **民衆篇** 下上  
 加藤晴堂註解  
 四 實業、女子、  
 五 實業、女子、  
 六 實業、女子、  
 七 實業、女子、  
 八 實業、女子、

七 **心要篇** 全  
 加藤晴堂註解  
 八 五輪、不、  
 九 五輪、不、  
 十 五輪、不、  
 十一 五輪、不、  
 十二 五輪、不、

一 時 八〇頁平均  
 二 時 八〇頁平均  
 三 時 八〇頁平均  
 四 時 八〇頁平均  
 五 時 八〇頁平均  
 六 時 八〇頁平均  
 七 時 八〇頁平均  
 八 時 八〇頁平均  
 九 時 八〇頁平均  
 十 時 八〇頁平均  
 十一 時 八〇頁平均  
 十二 時 八〇頁平均  
 十三 時 八〇頁平均  
 十四 時 八〇頁平均  
 十五 時 八〇頁平均

大東出版社

11.15

大東出版社

¥ 1.00